

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【事業年度】	第5期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西村 英俊
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	西日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門二丁目10番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第1期 平成18年3月	第2期 平成19年3月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月
営業収益(百万円)	499,334	787,880	920,314	806,771	868,057
経常利益(百万円)	20,652	19,477	11,623	10,305	16,034
当期純利益(百万円)	9,732	12,000	7,655	5,806	6,726
純資産額(百万円)	105,092	132,095	137,153	141,510	148,292
総資産額(百万円)	524,916	613,453	626,717	698,001	694,315
1株当たり純資産額(円)	1,106.23	1,316.74	1,396.63	1,458.34	1,529.14
1株当たり当期純利益金額 (円)	102.44	126.32	80.58	61.12	70.81
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	20.0	20.4	21.2	19.8	20.9
自己資本利益率(%)	9.7	10.4	5.9	4.3	4.7
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	67,852	107,198	9,448	87,431	67,435
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	11,089	16,340	15,929	19,907	17,158
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	26,457	56,755	21,561	92,785	35,023
現金及び現金同等物の期末残 高(百万円)	151,061	85,612	81,795	67,241	82,495
従業員数(人) <外、平均臨時雇用者数>	2,669	9,844	11,174	11,957 <1,221>	12,327

(注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であります。

6. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満の連結会計年度においては、臨時従業員数の記載を省略しております。

7. 純資産額の算定にあたり、第2期連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第1期 平成18年3月	第2期 平成19年3月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月
営業収益(百万円)	499,334	772,942	903,520	789,584	848,069
経常利益(百万円)	20,595	15,784	7,723	5,448	8,887
当期純利益(百万円)	9,675	9,973	5,487	3,208	2,631
資本金(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額(百万円)	105,035	123,007	128,494	131,703	134,335
総資産額(百万円)	524,824	596,078	609,400	681,693	676,544
1株当たり純資産額(円)	1,105.64	1,294.81	1,352.57	1,386.35	1,414.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	101.85	104.99	57.76	33.78	27.70
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	20.0	20.6	21.1	19.3	19.9
自己資本利益率(%)	9.7	8.7	4.4	2.5	2.0
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-
配当性向(%)	-	-	-	-	-
従業員数(人)	2,651	2,598	2,568	2,559	2,464

(注) 1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間
であります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時
従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

6. 純資産額の算定にあたり、第2期事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業
会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する
会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適
用しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	西日本高速道路(株)設立
平成17年12月	西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)（子会社）設立
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)がサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）に関する事業等を譲受け
平成18年10月	西日本高速道路サービス関西(株)（子会社）、西日本高速道路サービス中国(株)（子会社）、西日本高速道路サービス四国(株)（子会社）、西日本高速道路サービス九州(株)（子会社）、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)（子会社）、西日本高速道路パトロール関西(株)（子会社）、西日本高速道路パトロール九州(株)（子会社）及び西日本高速道路メンテナンス九州(株)（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路メンテナンス中国(株)（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路ロジスティクス(株)（西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)の100%子会社）設立
平成19年2月	西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)及び西日本高速道路サービス九州(株)が料金収受業務に関する事業を、西日本高速道路パトロール関西(株)及び西日本高速道路パトロール九州(株)が交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路サービス四国(株)が料金収受業務及び交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)が料金収受業務、交通管理業務及び保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年3月	西日本高速道路メンテナンス関西(株)（子会社）設立
平成19年3月	(株)エフディー（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング九州(株)へ社名変更）、(株)オーデックス（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング関西(株)へ社名変更）、四国道路エンジニア(株)（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング四国(株)へ社名変更）及び(株)ハーディア（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング中国(株)へ社名変更）の株式を取得し、当社の子会社との議決権をあわせて子会社化
平成19年4月	西日本高速道路メンテナンス九州(株)が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年6月	西日本高速道路メンテナンス中国(株)が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年9月	西日本高速道路メンテナンス関西(株)及び西日本高速道路エンジニアリング四国(株)が保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年10月	西日本高速道路ファシリティーズ(株)（子会社）設立
平成20年3月	西日本高速道路ファシリティーズ(株)が点検・管理業務及び保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成20年4月	西日本高速道路ビジネスサポート(株)（子会社）設立
平成20年7月	西日本高速道路ビジネスサポート(株)が不動産関連業務に関する事業を既存の業務実施会社から譲受け
平成21年3月	一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））の料金徴収期間が満了
平成21年4月	関西国際空港(株)から関西国際空港連絡橋（道路部分）を引き継ぎ、維持管理業務を開始

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路㈱）、子会社18社及び関連会社6社（平成22年3月31日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、S A・P A事業、その他の事業の4部門に関する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、西日本地域の2府22県（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」（以下「広島呉道路協定」といいます。）、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」（以下「南阪奈道路協定」といいます。）、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」（以下「八木山バイパス協定」といいます。）及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「那覇空港自動車道協定」といいます。）（注2）（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注3）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。当該協定に基づき、新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に引き渡すこととしており、かかる道路資産を、当社は機構から借受けて、高速道路事業を実施します。道路利用者より徴収する料金には高速道路の公共性に鑑み当社の利潤を含めないことを前提としており、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられます。また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金収受業務	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
交通管理業務	西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
点検・管理業務	西日本高速道路エンジニアリング関西㈱、西日本高速道路エンジニアリング中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路エンジニアリング九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱
保全作業業務	西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱
その他業務（注4）	西日本高速道路ビジネスサポート㈱、㈱N E X C Oシステムズ、㈱高速道路総合技術研究所、ハイウェイ・ツール・システム㈱

（注）1．福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（なお、中日本高速道路㈱（以下「中日本高速道路」といいます。）、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱が事業を営む高速道路は除きます。）

2．那覇空港自動車道協定については、平成21年2月19日付で一部変更を行い、料金の徴収期間及び道路資産の貸付期間を平成21年8月19日までから平成21年3月27日までに短縮いたしました。これを受け、平成21年3月28日午前0時をもって、当該協定は期間満了の上終了し、一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））は無料開放され、道路の管理についても国に引き継がれております。

3．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

4．不動産関連、通行料金及び交通量等の電子計算、高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発、料金収受機械保守等の業務であります。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っております。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

（注）高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）（以下「高速自動車国道法」といいます。）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3) S A ・ P A 事業

S A ・ P A 事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

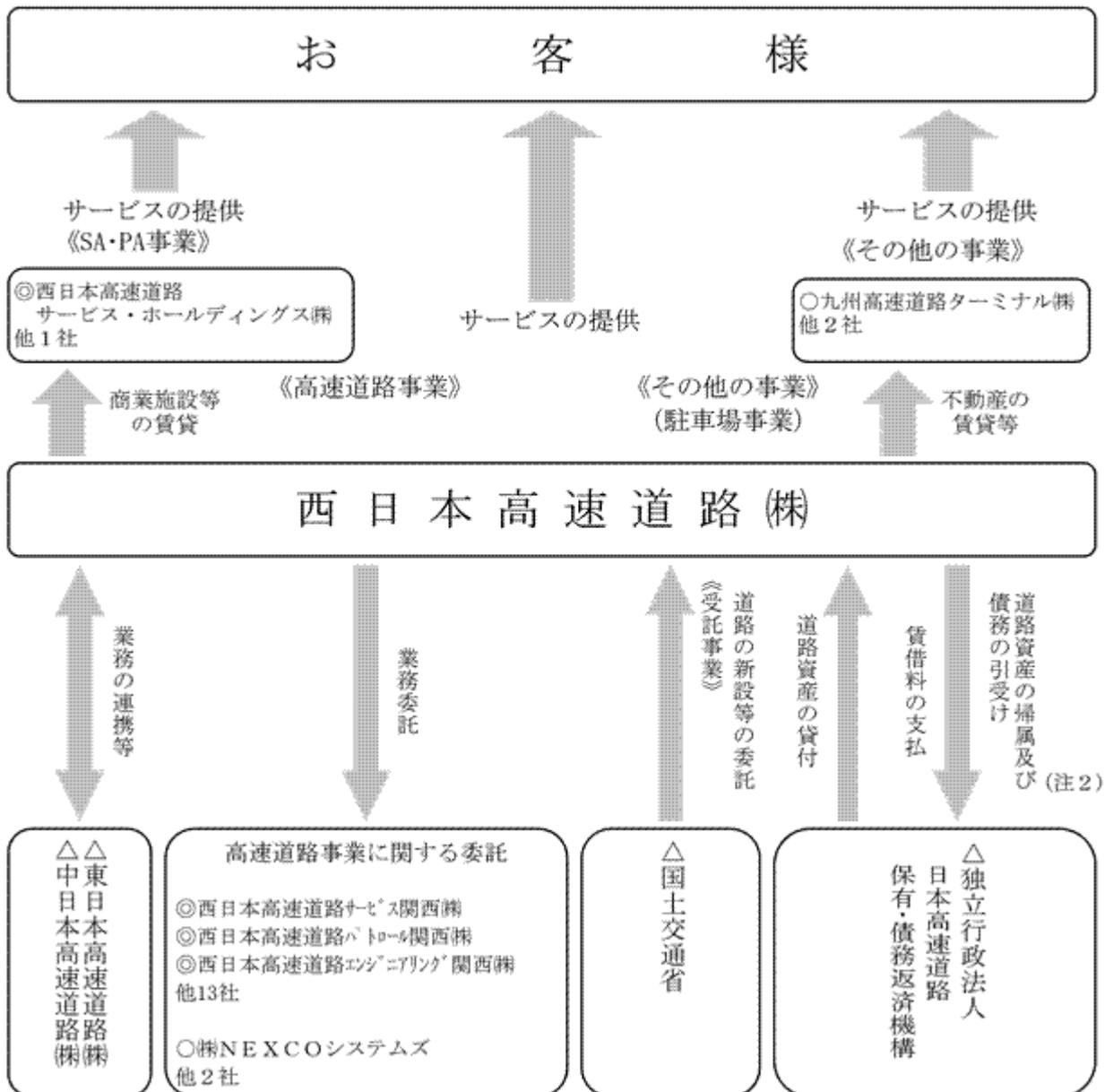
当社グループの管理するS A ・ P Aのうち、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が180箇所において商業施設の管理運営を行っております。また、西日本高速道路ロジスティクス㈱は、S A ・ P A 事業にかかる運営の一部を行っております。

(4) その他の事業

その他の事業においては、駐車場事業、トラックターミナル事業等を実施しております。

このうち、駐車場事業については、当社が福岡中央自動車駐車場の管理運営を行っております。トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である九州高速道路ターミナル㈱が佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. は連結子会社， は持分法適用関連会社， は関連当事者を示しております。

2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

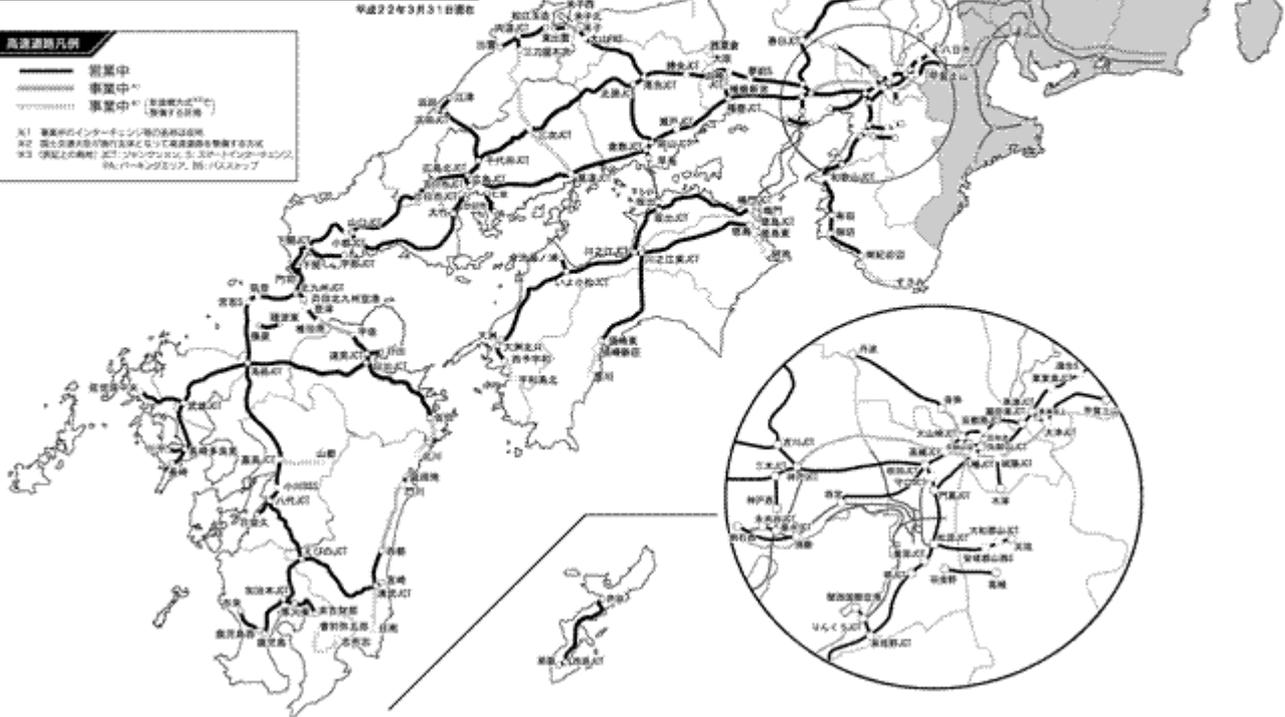
西日本高速道路株式会社 道路網図

平成22年3月31日現在

高速道路凡例

- 開業中
- 事業中*
- ~~~~~ 事業中** (建設費はJCTで発生する経路)

※1 事業中のインターチェンジ等の名称は仮称
 ※2 国土交通省の交付する認可を経て高速道路を管理する方式
 ※3 中国地方の路線は、国土交通省の認可を経て、EPC方式で建設する



注) 事業中道路 195km には、新名神高速道路の当面施工しない区間(大津JCT～蛸塚、八幡～高槻第一JCT)の延長 35km は含まない

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
西日本高速道路 サービス関西(株)	大阪府 吹田市	70	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路 サービス中国(株)	広島市 南区	50	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路 サービス四国(株)	香川県 高松市	40	高速道路事業	100.0	料金收受業務及び交通管理業務を委託 しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路 サービス九州(株)	福岡県 太宰府市	50	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路総合 サービス沖縄(株)	沖縄県 浦添市	60	高速道路事業	100.0	料金收受業務、交通管理業務、点検・管 理業務及び保全作業業務を委託して おります。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パ トロール関西(株)	大阪市 淀川区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パ トロール九州(株)	福岡市 博多区	115	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	大阪府 茨木市	420	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しております。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メ ンテナンス中国(株)	広島市 東区	350	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メ ンテナンス九州(株)	福岡市 中央区	160	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西(株)	大阪府 茨木市	90	高速道路事業	79.2 (27.5)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エ ンジニアリング中 国(株)	広島市 西区	70	高速道路事業	78.2 (25.8)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	香川県 高松市	60	高速道路事業	93.0 (27.4)	点検・管理業務及び保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エンジニアリング九州(株)	福岡市 中央区	80	高速道路事業	81.0 (29.6)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路ファシリティーズ(株)	大阪府 茨木市	160	高速道路事業	100.0	点検・管理業務及び保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路ビジネスサポート(株)	大阪市 淀川区	30	高速道路事業	100.0	不動産関連業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員4名
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)	大阪市 北区	110	S A・P A事業	100.0	S A・P A事業にかかる管理運営を委託するとともに、S A・P A内商業施設を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員1名
西日本高速道路ロジスティックス(株)	大阪市 北区	30	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。

3. 下記は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条に定める第5号様式の規定に基づいて作成された当事業年度末現在の当社の子会社(非連結会社を含む。)に対する債権の明細を参考情報として記載したものです。

西日本高速道路サービス関西(株)他17社

高速道路事業営業未収入金	2百万円
未収入金	356百万円
前払金	13百万円
C M S短期貸付金	167百万円
計	539百万円

(2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(株)NEXCOシステムズ	東京都台東区	50	高速道路事業	33.3	通行料金、交通量等の電子計算業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
(株)高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託するとともに、滋賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
ハイウェイ・ターミナル・システム(株)	東京都中央区	75	高速道路事業	19.7	料金収受機械保守業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険サービス	東京都文京区	15	その他の事業	33.3	当社の保有する車両にかかる損害保険の代理店業務等を実施しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
九州高速道路ターミナル(株)	熊本県熊本市	539	その他の事業	22.3	佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 下記は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条に定める第5号様式の規定に準じて作成された当事業年度末現在の当社の関連会社(非連結会社を含む。)に対する債権の明細を参考情報として記載したものです。

(株)NEXCOシステムズ他4社

未収入金	10百万円
その他	19百万円
計	29百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	11,425
受託事業	
S A・P A事業	496
その他の事業	
全社(共通)	406
計	12,327

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,464	40.9	17.8	7,870,626

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、一昨年の世界同時不況に端を発する経済危機の影響により低迷が続き、自律性の乏しい厳しい状況で推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路においては、大型車種の通行台数は減少したものの、E T C利用者を対象に、平成20年より政府の経済対策の一環として導入している高速道路利便増進事業の料金割引の実施により、普通車を中心とした小型車種の通行台数が大幅に増加し、通行台数は前年同期比4.3%の増加となりました。

また、高速道路事業の料金収入は、E T Cの利用率が伸びたことや料金割引を実施したことにより、前年同期比14.5%の減少（525,164百万円）となりました。

高速道路事業以外の事業においては、S A・P A事業を中心に展開し、S A・P A事業においては、高速道路利便増進事業の料金割引実施による交通量の増加に対し着実な対応を行ったこと等により、店舗の売上は前年同期比12.8%の増加（139,073百万円）となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益が868,057百万円（前連結会計年度比7.6%増）、営業費用が854,994百万円（同7.0%増）、営業利益が13,062百万円（同66.9%増）、経常利益が16,034百万円（同55.6%増）、当期純利益が6,726百万円（同15.9%増）となりました。

なお、事業別の概況は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、機構との協定、特措法第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業については、「100%の安全・安心」と「C S（注1）の向上」を目指し、お客様に満足いただけるサービスの提供に努めました。より効率的で質の高いお客様サービスの提供を実現するため、高速道路の維持管理業務を担う当社出資の子会社（パートナー会社）15社と一体となった管理体制により、道路構造物の老朽化対応としての道路構造物等の補修や道路を良好に保つための清掃・点検などの維持管理業務を行いました。また、E T Cの利用促進を図るとともに、マイレージ割引、夜間割引などE T Cを活用した各種料金割引に加え、高速道路利便増進事業の料金割引を実施しました。なお、当社グループは、関西国際空港(株)から関西国際空港連絡橋（道路部分）を引き継ぎ、平成21年4月29日より維持管理業務を開始しました。

一方、道路建設事業については、高速道路ネットワークの早期整備、安全で円滑な交通の確保及び利便性の向上を目指し、機構との協定に基づき事業を計画的かつ着実に推進し、平成21年11月28日には山陰自動車道（斐川インターチェンジ～出雲インターチェンジ）が、平成22年3月20日には第二京阪道路（枚方東インターチェンジ～門真ジャンクション）及び西九州自動車道（佐世保みなとインターチェンジ～佐世保中央インターチェンジ）が開通しました。

その結果、高速道路利便増進事業の実施のため協定に基づく機構への賃借料（注2）は減少したものの、道路資産完成高の大幅な増加により、当連結会計年度の営業収益は793,906百万円（前連結会計年度比10.8%増）、営業費用は787,937百万円（同10.4%増）となり、営業利益は5,969百万円（同117.3%増）となりました。

(注) 1. Customer Satisfaction：顧客満足

2. 「協定に基づく機構への賃借料」には、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の変動幅を超過したことに伴う賃借料の減少分（16,671百万円）を反映していません。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、中国横断自動車道尾道松江線などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）による高速自動車国道の新設や一般国道1号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、新直轄方式による高速自動車国道の新設が縮小したことなどにより、当連結会計年度の営業収益は42,855百万円（前連結会計年度比31.9%減）、営業費用は42,874百万円（同31.7%減）となり、営業損失は18百万円（前連結会計年度は営業利益118百万円）となりました。

(注) 高速自動車国道法第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(S A・P A事業)

S A・P A事業においては、当社及び連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)並びにテナント各社と協力し、高速道路利便増進事業の料金割引実施による通行台数の増加に対し着実な対応を行ったことや、3 S (清潔・接客・商品選択)の改善と更なる徹底など、お客様に対する接遇のより一層の充実を目指した施策を実施した結果、飲食物販部門の売上は105,133百万円(前年同期比14.4%増)となり、また、ガステーション売上も33,939百万円(同8.0%増)となったため、S A・P A事業におけるテナント等の店舗売上は139,073百万円(同12.8%増)となりました。

なお、当連結会計年度の営業収益は25,234百万円(前連結会計年度比13.0%増)、また営業費用については17,784百万円(同2.1%増)となり、営業利益は7,449百万円(同51.9%増)となりました。

(その他の事業)

その他の事業においては、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っております。S A・P Aにおけるトイレの特殊清掃などの収益還元の実施等により、当連結会計年度のその他の事業全体としては、営業収益は6,491百万円(前連結会計年度比15.1%増)、営業費用は6,845百万円(同21.4%増)となり、営業損失は353百万円(前連結会計年度は営業利益4百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の期末残高は82,495百万円(前連結会計年度比22.7%増)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は67,435百万円(前連結会計年度は87,431百万円の使用)となりました。これは主に、たな卸資産の増加額7,198百万円や利息の支払額5,619百万円の計上など資金の使用はあったものの、税金等調整前当期純利益14,718百万円に加え、減価償却費17,752百万円、売上債権の減少額17,064百万円、仕入債務の増加額10,142百万円などの資金の獲得によるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、連結貸借対照表の「仕掛道路資産」に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は17,158百万円(前連結会計年度は19,907百万円の使用)となりました。これは主に、料金収受機械、E T C装置等の設備投資17,529百万円などの資金の使用によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は35,023百万円(前連結会計年度は92,785百万円の獲得)となりました。これは主に、建設投資に係る社債、借入金による資金の獲得257,667百万円があった一方、長期借入金及び道路建設関係社債について292,328百万円(機構法第15条第1項による債務引受額290,978百万円を含みます。)等の返済などの資金の使用によるものです。

なお、建設投資(仕掛道路資産)に係る有利子負債は、建設投資(仕掛道路資産)を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引受けいたします。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりです。

なお、「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」については、後記「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 損益計算書 高速道路事業原価明細書」をご参照ください。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

区分	金額(百万円)	
1. 営業収益		
料金収入	525,215	
道路資産完成高	266,454	
その他の売上高	1,583	793,253
2. 営業外収益		
受取利息	19	
有価証券利息	32	
受取配当金	2	
土地物件貸付料	281	
工事負担金等受入額	913	
雑収入	271	1,521
3. 特別利益		
固定資産売却益	50	
前期損益修正益	108	
その他特別利益	24	183
高速道路事業営業収益等合計		794,959

(注) 収益の配賦基準は次のとおりです。

1. 高速道路事業又はその他の事業の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
2. 事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦
営業外収益及び特別利益については、営業損益比

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループでは、平成17年10月1日の設立以来、西日本地域の発展のため、「地域社会とともに歩む西日本高速道路(株)」を目指すことを基本とし、同時に働く喜びを感じ、誇りの持てる企業風土づくり、共同で収益を生み協調できるパートナーグループの形成を経営方針として掲げて、業務改善及び意識改革を進めてまいりました。

また、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結し、同日付で国土交通大臣より平成18年度事業計画の認可を受け、平成18年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートいたしました。

高速道路事業においては、平成15年12月22日の「政府・与党申し合わせ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、会社として計画的で効率的な建設計画を策定し、高速道路ネットワークの構築に貢献すると共に、高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理についてもお客様に満足いただける安全・安心な高速道路の提供に努めながら、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力してまいります。なお、高速道路の維持管理業務については、安全性・信頼性に直結する本来業務であることから、平成18年10月より順次子会社（パートナー会社）を設立し、平成19年9月1日より高速道路の維持管理業務の実施体制が整いました。今後はグループ一丸となった効率的な業務執行体制を構築してまいります。また、平成22年6月15日、国土交通省より、「平成22年度高速道路無料化社会実験について」が発表され、当社においては、管内15路線、761kmの社会実験を行うこととなりました。当社としては、この政府の方針に基づき、無料化の社会実験の実施に向けて、国土交通省、東日本高速道路(株)（以下「東日本高速道路」といいます。）及び中日本高速道路と連携を取り、料金収受機器のシステム変更や社会実験の効果検証のための期間中の交通量、渋滞などの交通状況の把握体制を構築するなど、円滑な社会実験の遂行に必要な準備を的確に実施するとともに、社会実験実施期間中も100%の安全・安心を目指し、お客様サービスの確保を図ってまいります。

高速道路のSA・PA事業の展開については、当社グループの経営資源を活用し、お客様から喜ばれ、地域から愛されるエリア創りを目指して、多様なサービスを提供してまいります。また、中国横断自動車道などの新設（新直轄方式）や国や地方公共団体からの受託工事などについても実施してまいります。

さらに、日本道路公団時代に発生した橋梁談合等の不祥事案につきましても、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、入札制度の見直しやコンプライアンス重視の経営を徹底するとともに、談合の背景として指摘された定年前退職・再就職について、早期退職することなく社員一人ひとりがその能力に応じて活力をもって仕事をしていけるような人事制度を構築し、併せて当社グループの目的と考え方を共有できるパートナー会社と一体となって、透明性を高めてまいります。

当社グループは、上記をふまえ、当社グループとしての経営方針を確立し、高速道路事業等を通じてお客様満足高め、地域の発展に寄与し、社会に貢献するため、平成19年3月26日に、平成19年度から平成22年度までを「経営基盤を確立する期間」と位置づけ、「中期経営計画～お客様、地域、社会のために～」を策定いたしました。当該中期計画において、「いいことやろう、西日本」「社会に尽くそう、西日本」「高速道路で、西日本」を当社グループの新しい合言葉として、当社グループ一体となって高速道路の重要な社会的インフラとしての使命を果たし、常に全ての活動において、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の遂行を共通の目標とするとともに、グループの経営基盤及び執行体制を強化し、これを支えるヒトを創造するため人事制度の改革を目指します。

社会的インフラを支える高速道路事業者としての使命の達成と道路に関する新たな事業への展開

お客様満足の着実なステップアップ

ステークホルダーへの還元

環境への取組み

社会貢献への取組み

経営基盤の強化

機動的かつ効率的な執行体制の構築

人事制度の改革

また、企業価値を高め、経営体質を強化するため、リスク管理体制の構築、情報セキュリティへの取り組みを推進するとともに、財務体質の強化及びステークホルダーからの信頼性向上のため、効率的な経営と情報開示に努めてまいります。

そして、当社グループは、これらの重要な経営課題の一つひとつ、着実に実行していくことによって、地域から愛され、お客様から喜ばれるグループ、社員全員が働く喜びを感じ誇りの持てるグループを作り上げてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）（以下高速道路会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路、首都高速道路(株)、中日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、当社、東日本高速道路、首都高速道路(株)、中日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定には、国土交通大臣の認可を必要とします。また、これを変更しようとするときも同様となります。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあっては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

なお、第6期事業年度において、政府が当社の債務に新規に保証契約をする予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(オ) 会社の合併（附則第2条）

政府は、本州四国連絡高速道路㈱について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時に、同社と当社との合併に必要な措置を講ずるものとされています。

(3) 道路整備特別措置法

目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立ち入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めるときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記 eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されており。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、料金徴収のための通行方法を定めるとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。また、高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があると認めるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定に係るものについては2%、八木山バイパス協定に係るものについては3%）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（上記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定に係るものについては2%、八木山バイパス協定に係るものについては3%）を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（上記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路は、それぞれ、日本道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、S A・P A事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、S A・P Aその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するE T C及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害や大事故、テロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、S A・P Aその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカードは、平成18年3月31日をもってその利用が終了しておりますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については未だ確定しておりません。当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、想定している金額を超えた被害額となる可能性もあり、それにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておきませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路付属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定、八木山バイパス協定及び那覇空港自動車道協定）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。なお、那覇空港自動車道協定については、平成21年3月28日午前0時をもって、期間満了の上終了し、一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））は無料開放され、道路の管理は国に引き継がれております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあっては計画収入の2%並びに八木山バイパス協定にあっては計画収入の3%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあっては計画収入の2%並びに八木山バイパス協定にあっては計画収入の3%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

当社及び機構は、関西国際空港連絡橋（道路部分）の維持管理を関西国際空港㈱から引き継ぐため、平成21年4月16日付で全国路線網協定を一部変更し、平成21年4月29日午前0時をもって、関西国際空港連絡橋（道路部分）を合併施行事業方式により買取り（買取価額370億円）、うち道路資産価額366億円を機構に引渡し、同日付で機構から借り受け、維持管理を行っております。また、お盆期間のE T C割引を実施するため、平成21年7月13日付で全国路線網協定、広島呉道路協定及び八木山バイパス協定を一部変更し、第4回国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て整備計画変更された暫定二車線区間の四車線化事業等を合併施行事業方式により実施するため、平成21年8月10日付で全国路線網協定を一部変更しております。さらに、平成21年10月26日に国土交通省より発表された「年末年始の高速道路料金の割引に関する方針」に基づき、年末年始の料金割引期間を変更し、交通集中の分散化を図るため、平成21年12月2日付で全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定及び八木山バイパス協定を一部変更しております。

なお、暫定二車線区間の四車線化事業につきましては、平成21年度第一次補正予算の執行の見直しについて（平成21年10月16日閣議決定）により、執行が停止しております。

(2) 東日本高速道路及び中日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

この点、当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、包括協定締結時点において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び中日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。上記に基づき、当該個別協定のうち、経理・財務業務及び料金徴収・料金事務センター運営業務は、自動更新され現在に至っております。

また、研究開発・技術協力業務に関しましては、中日本高速道路に設置された中央研究所にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っていましたが、かかる業務が当社、東日本高速道路及び中日本高速道路と共同して行う新設分割により平成19年4月2日に設立された(株)高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結し、自動更新され現在に至っております。

なお、給与・厚生業務に関しましては、中日本高速道路に設置された給与・厚生事務センターにて3社の給与厚生に関する共通業務を取り扱っていましたが、平成20年10月14日付で個別協定の廃止を3社で合意し、平成20年11月1日より3社それぞれが独自で実施しております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業及び受託事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化（コスト削減、計画保全）に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,418百万円であります。

また、当社、東日本高速道路及び中日本高速道路の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

なお、S A・P A事業及びその他の事業につきましては、特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による同日付の事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

E T Cマイレージサービス引当金

当社グループは、E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループにおいては、平成17年10月1日の当社設立に際し、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき、原則として全ての固定資産を時価で評価しております。なお、当連結会計年度において、それら固定資産については減損の兆候が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

営業収益

当連結会計年度における高速道路事業の営業収益については、E T C利用率の向上や高速道路利便増進事業による料金割引の実施により料金収入は減少したものの、道路資産完成高が大幅に増加したことにより、793,906百万円（前連結会計年度比10.8%増）となりました。受託事業の営業収益については、一般国道1号の改築事業などの受託を中心に42,855百万円（同31.9%減）、S A・P A事業の営業収益については、敷地内施設の賃貸料収入等により25,234百万円（同13.0%増）、その他の事業の営業収益については6,491百万円（同15.1%増）となりました。以上により、当連結会計年度における営業収益は、合計で868,057百万円（同7.6%増）となりました。

営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、協定に基づく機構への賃借料の支払や管理費用の支出等により787,937百万円（前連結会計年度比10.4%増）となり、受託事業については、一般国道1号の改築事業などの受託を中心に42,874百万円（同31.7%減）、S A・P A事業については、高速道路に商業施設を連結することにより必要となる道路法第48条の7及び高速自動車国道法第11条の4の規定に基づき機構に支払う連結料や減価償却費等により17,784百万円（同2.1%増）、その他の事業については6,845百万円（同21.4%増）となりました。以上により、当連結会計年度における営業費用合計は、854,994百万円（同7.0%増）となりました。

その結果、当連結会計年度における営業利益は合計で13,062百万円（同66.9%増）となりました。その内訳は、高速道路事業が5,969百万円（同117.3%増）、受託事業が18百万円（前連結会計年度は営業利益118百万円）、S A・P A事業が7,449百万円（同51.9%増）、その他の事業が353百万円（前連結会計年度は営業利益4百万円）であります。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、受取利息108百万円（前連結会計年度比49.0%減）、土地物件貸付料539百万円（同0.2%増）及び工事負担金等受入額913百万円（前連結会計年度24百万円）等の計上により3,223百万円（同7.4%増）、営業外費用は支払利息25百万円（同54.4%減）、回数券払戻損57百万円（同52.2%減）及びたな卸資産処分損108百万円（同39.9%減）等の計上により252百万円（同51.9%減）となりました。

経常利益

上記の結果、当連結会計年度の経常利益は16,034百万円（前連結会計年度比55.6%増）となりました。

特別損益

当連結会計年度の特別利益は、固定資産売却益81百万円（前連結会計年度比12.2%減）及び前期損益修正益207百万円（同48.3%減）等の計上により338百万円（同52.3%減）、特別損失は固定資産売却損27百万円（同54.5%減）及び前期損益修正損1,476百万円（前連結会計年度43百万円）等の計上により1,654百万円（同144.7%増）となりました。

当期純利益

上記の結果、税金等調整前当期純利益は14,718百万円（前連結会計年度比42.4%増）となり、これに法人税等7,817百万円（同76.4%増）及び少数株主利益174百万円（同73.0%増）を控除した当期純利益は6,726百万円（同15.9%増）となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額25,602百万円（リース資産、投資その他の資産等488百万円を除く）の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額21,072百万円（リース資産、投資その他の資産等148百万円を除く）の設備投資を行いました。

S A・P A事業については、当連結会計年度においては主にS A・P A店舗の増改築等に総額1,606百万円（リース資産、投資その他の資産等50百万円を除く）の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っていません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
吹田インターチェンジ他 404箇所等 (大阪府吹田市他)	高速道路事業	料金徴収施設等	26,344	60,864	0 (0)	10,497	97,705	-
吹田SA(上下線) 他252箇所 (大阪府吹田市他) (注2)	SA・PA事業	SA・PA施設	15,356	260	66,474 (1,489)	246	82,339	-
福岡中央自動車駐車場 (福岡市中央区) (注3)	その他の事業	有料駐車場	147	17	- (-) [5]	4	168	-
トラックターミナル (佐賀県鳥栖市及び熊本 県熊本市)	その他の事業	トラックターミナル	0	-	1,230 (118)	-	1,230	-
竹田高架下他130箇所 (京都市伏見区他)	その他の事業	占用施設等	547	11	605 (33)	51	1,217	-
本社他60事業所及び社宅 等 (大阪市北区他) (注4)	全社 (共通)	本社、支社及び 社宅等	6,751	205	11,431 (249) [28]	6,248	24,636	2,464

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
2. SA・PA施設の土地には、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に賃貸している面積263千㎡を含みます。
3. 福岡中央自動車駐車場の土地を福岡市から占用しており、当連結会計年度における占用料16百万円でありませぬ。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
4. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は1,571百万円でありませぬ。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
5. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりませぬ。
6. 現在休止中の主要な設備はありませぬ。
7. 上記の他、リース設備(賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理のリース設備)として情報処理システム機器等を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は、378百万円でありませぬ。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
9. 設備ごとの従業員数は、把握が困難なため記載しておりませぬ。
10. 上記金額には消費税等は含まれておりませぬ。

国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路 サービス関西(株)	本社他 (大阪府吹田 市他)	高速道路事業	車両等	9	1	-	12	23	2,302
西日本高速道路 サービス中国(株)	本社他 (広島市南区 他)	高速道路事業	車両等	3	2	-	1	7	890 <136>
西日本高速道路 サービス四国(株)	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	車両等	3	5	-	4	12	615
西日本高速道路 サービス九州(株)	本社他 (福岡県太宰 府市他)	高速道路事業	電気設備等	2	-	-	2	4	1,396
西日本高速道路総 合サービス沖縄(株)	本社他 (沖縄県浦添 市他)	高速道路事業	作業器具等	2	0	-	25	28	242
西日本高速道路パ トロール関西(株)	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	社宅等	82	0	186 (3)	0	269	556
西日本高速道路パ トロール九州(株)	本社他 (福岡市博多 区他)	高速道路事業	社屋等	70	-	75 (0)	0	146	256
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	事業所等	256	16	152 (2)	29	454	161
西日本高速道路メ ンテナンス中国(株)	本社他 (広島市東区 他)	高速道路事業	事業所等	203	8	176 (4)	127	515	208 <37>
西日本高速道路メ ンテナンス九州(株)	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	事業所等	46	8	86 (1)	31	173	346 <69>
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	社屋等	683	1	412 (2)	187	1,285	450
西日本高速道路エ ンジニアリング中 国(株)	本社他 (広島市西区 他)	高速道路事業	社屋等	607	32	696 (19)	383	1,720	488 <56>
西日本高速道路エ ンジニアリング四 国(株)	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	事業所等	65	2	435 (7)	358	860	316 <38>
西日本高速道路エ ンジニアリング九 州(株)	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	社屋等	1,259	50	1,444 (6)	64	2,818	427
西日本高速道路 ファシリティーズ (株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	作業器具等	67	0	-	81	149	406
西日本高速道路ビ ジネスサポート(株)	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	社屋等	13	-	-	12	26	354 <141>
西日本高速道路 サービス・ホール ディングス(株) (注2)	本社他 (大阪市北区 他)	S A ・ P A 事 業	S A ・ P A 等	1,226	2	- [263]	310	1,538	210
西日本高速道路ロ ジスティックス(株)	本社 (大阪市北区)	S A ・ P A 事 業	事務所、営 業用建物等	45	-	-	52	97	240 <156>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産（売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産）、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は10,514百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記の他、リース設備（賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理のリース設備）として情報処理システム機器等を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は、201百万円であります。
5. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満である会社は、臨時従業員数の記載を省略しております。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 日向料金所他 4 箇所	宮崎県日向市 他	高速道路事業	料金所設備等 (E T C 等)	13,260	-	自己資金	平成22年 4 月	平成23年 3 月
当社 草津 P A 他 3 箇 所	滋賀県草津市 他	S A ・ P A 事 業	営業用建物等	3,201	-	自己資金	平成22年 4 月	平成23年 3 月
当社 宮島 S A 他 1 箇 所	広島県廿日市 市他	その他事業	賃貸用建物等	315	-	自己資金	平成22年 4 月	平成23年 3 月
西日本高速道路 エンジニアリン グ四国(株) 本社	香川県高松市	高速道路事業	事務所等	380	211	自己資金	平成21年 4 月	平成22年 6 月
西日本高速道路 サービス・ホー ルディングス(株)	大阪市北区他	S A ・ P A 事 業	営業用システ ム等	996	-	自己資金	平成22年 4 月	平成23年 3 月

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕、一般国道31号（広島呉道路）の修繕等を通じ総額274,298百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額266,454百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
山陰自動車道鳥取益田線	島根県簸川郡斐川町大字三絡から島根県出雲市知井宮町まで（新設）	平成21年11月	34,207
東九州自動車道	大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで（新設）	平成22年3月	1,996
東九州自動車道	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江から宮崎県西都市大字岡富まで（新設）	平成21年11月	336
中央自動車道西宮線	滋賀県大津市一里山六丁目から滋賀県大津市大江八丁目まで（改築）	平成22年3月	532
近畿自動車道天理吹田線	門真ジャンクション（新設）	平成22年3月	41,440
近畿自動車道名古屋神戸線	甲南インターチェンジ（新設）	平成22年3月	635
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで（改築）	平成21年9月 平成21年11月	2,336
中国縦貫自動車道	佐用ジャンクション（新設）	平成22年3月	14,013
中国縦貫自動車道	美東ジャンクション（新設）（注3）	平成22年3月	724
山陽自動車道吹田山口線	東広島ジャンクション（改築）（注4）	平成22年3月	2,602
山陽自動車道吹田山口線	山口ジャンクション（改築）	平成22年3月	171
四国横断自動車道阿南四万十線	愛媛県四国中央市新宮町馬立から高知県長岡郡大豊町川口まで（改築）	平成21年9月	513
九州縦貫自動車道鹿児島線	筑豊インターチェンジ（新設）	平成21年12月	18
九州縦貫自動車道鹿児島線	瀬高インターチェンジ（新設）（注5）	平成22年3月	25
東九州自動車道	末吉財部インターチェンジ（新設）	平成22年1月 平成22年3月	399
一般国道1号（第二京阪道路）	京都府京田辺市松井梅谷から大阪府門真市大字?島まで（新設）	平成22年3月	95,160
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	長崎県佐世保市矢岳町から長崎県佐世保市干尽町まで（新設）	平成22年3月	411
一般国道1号（第二京阪道路）	田辺パーキングエリア（新設）（注6）	平成22年3月	5,856
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	佐世保大塔インターチェンジ（改築）	平成22年3月	1,344
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山北インターチェンジ（新設）	平成22年3月	610
一般国道481号（関西国際空港連絡橋）	大阪府泉佐野市泉州空港北から大阪府泉佐野市りんくう往来北まで（新設）	平成21年4月	36,664

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	平成21年6月 平成21年9月 平成21年12月 平成22年3月	25,617
一般国道31号(広島呉道路)	修繕	平成21年12月 平成22年3月	16
一般国道165号及び166号(南阪奈道路)	修繕	平成21年9月 平成21年12月 平成22年3月	29
一般国道201号(八木山バイパス)	修繕	平成22年3月	57
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成21年6月 平成21年9月 平成21年12月 平成22年3月	729
合計			266,454

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。
3. 開通後の名称は「美祢東ジャンクション」です。
4. 開通後の名称は「高屋ジャンクション」です。
5. 開通後の名称は「みやま柳川インターチェンジ」です。
6. 開通後の名称は「京田辺パーキングエリア」です。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成22年3月31日現在

	区分	年間賃借料 (百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (東近江市から西宮市まで(八日市インターチェンジを含まない。))	363,496
	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (甲賀市から神戸市まで(甲賀土山インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (三木市から小浜市まで(仮称)小浜インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中国縦貫自動車道	
	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	
	高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	
	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	
	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	
	高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	
	高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	
	高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	
	高速自動車国道四国縦貫自動車道	
	高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	
	高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	
	高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	
	高速自動車国道東九州自動車道	
	高速自動車国道関西国際空港線	
	高速自動車国道関門自動車道	
	高速自動車国道沖縄自動車道	
	一般国道1号(京滋バイパス)	
	一般国道1号(第二京阪道路)	
	一般国道2号(第二神明道路)	
	一般国道2号(広島岩国道路)	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	
	一般国道9号(安来道路)	
	一般国道9号(江津道路)	
	一般国道10号(椎田道路)	
	一般国道10号(宇佐別府道路)	
	一般国道10号(日出バイパス)	
	一般国道10号(延岡南道路)	
	一般国道10号(隼人道路)	
	一般国道11号(高松東道路)	
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))	
	一般国道34号(長崎バイパス)	
	一般国道42号(湯浅御坊道路)	
一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))		
一般国道478号(京滋バイパス)		
一般国道478号(京都縦貫自動車道)		
一般国道481号(関西国際空港連絡橋)		
一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))		
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))		

区分		年間賃借料 (百万円) (注1)
一の路線	一般国道31号(広島呉道路)	1,985
	一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)	1,054
	一般国道201号(八木山バイパス)	1,112
合計		367,648

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また上記賃借料は、協定の規定により当連結会計年度の料金収入の金額に応じて加算された810百万円と減算された17,481百万円の合計 16,671百万円を含んでおります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	33,363	3,836 [2,263]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	109,479	6,273 [41,440]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (注6)	2,009,154	46,130 [95,287]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦 線(注7)	188,991	34,681 [24,342]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	67,021	19,877 [-]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	25,077	1,091 [14,737]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	27,562	13,558 [7,269]	平成8年7月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取 線	70,144	1,079 [-]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子 線	23,269	11,259 [1,379]	平成11年1月	平成24年3月
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江 線	3,308	413 [65]	平成5年12月	平成28年3月
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	56,458	687 [49,166]	平成10年1月	平成22年12月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	1,499	1 [-]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万 十線(注7)	310,031	48,235 [25,349]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲 線	614	151 [-]	平成5年12月	平成24年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	15,894	1,569 [2,126]	平成16年6月	平成26年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	7,424	654 [-]	平成18年4月	平成26年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分 線(注7)	44,263	- [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	470,132	88,520 [57,973]	平成5年12月	平成29年3月
一般国道1号(第二京阪道路)	109,695	371 [102,558]	平成4年11月	平成25年3月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	59,236	5,389 [-]	平成13年6月	平成25年3月
一般国道481号(関西国際空港連絡橋)	37,988	761 [36,664]	平成21年4月	平成22年9月
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保 道路))	2,296	5 [1,755]	平成18年4月	平成22年9月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
 3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
 4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しております。
 5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
 6. 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち、「当面着工しない区間」は、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しないこととしています。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の残事業費を含めて会社の収支予算の明細を算出していることに合わせ、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載しています。
 7. 平成21年8月10日付の全国路線網協定の変更により実施することとなりました暫定二車線区間の四車線化事業につきましては、平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて（平成21年10月16日閣議決定）により、執行が停止しております。
 8. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、翌連結会計年度において最大で38,563百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、翌連結会計年度以降最大で24,759百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式で あり、単元株式数は100株で あります。
計	95,000,000	95,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年10月1日	95,000,000	95,000,000	47,500	47,500	47,500	47,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、日本道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	-	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数 (単元)	949,999	-	-	-	-	-	-	949,999	100
所有株式数の 割合(%)	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	-	95,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,999,900	949,999	-
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	95,000,000	-	-
総株主の議決権	-	949,999	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、平成19年度から平成22年度までの間を「経営基盤を確立する期間」と位置付けており、当面の間は、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、自己資本の充実に努めるとともに料金収入の減少または管理費用の増大時に役立てることとし、高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めておりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長兼社長	-	西村 英俊	昭和17年4月29日生	昭和40年4月 日商株式会社(現 双日株式会社)入社 平成6年6月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)取締役 平成10年6月 同 常務取締役 平成11年6月 同 常務執行役員 平成12年6月 同 専務執行役員 平成14年6月 同 代表取締役社長 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社(現 双日株式会社)代表取締役社長 平成17年6月 双日ホールディングス株式会社(現 双日株式会社)特別顧問 平成20年6月 双日株式会社顧問 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長(現在)	(注)2	-
常務取締役	-	高田 邦彦	昭和21年7月26日生	昭和46年4月 建設省(現 国土交通省)採用 平成11年7月 同 関東地方建設局長 平成12年10月 財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 平成14年3月 広島高速道路公社 理事長 平成17年4月 財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 平成17年10月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役(現在)	(注)2	-
取締役	-	河本 造	昭和29年2月21日生	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成11年12月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフリーダー 平成12年6月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同 グループ経営推進本部 グループ経営管理支援グループ チーフマネジャー 平成17年10月 当社取締役(現在)	(注)2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	-	浦野 正幸	昭和28年12月1日生	昭和52年4月 司法修習生採用 昭和54年4月 大阪地方検察庁検事 昭和55年3月 徳島地方検察庁検事 昭和58年3月 大阪法務局訟務部付検事 昭和60年3月 法務省訟務局付検事 昭和63年3月 東京地方検察庁検事 平成2年4月 山形地方検察庁検事 平成3年3月 検事退官 平成3年5月 弁護士名簿登録 平成16年6月 日本道路公団関西支社 嘱託弁護士 平成17年10月 当社関西支社 嘱託弁護士 平成22年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)3	-
監査役 (非常勤)	-	土岐 憲三	昭和13年8月29日生	昭和41年4月 京都大学 工学部助教授 昭和51年4月 京都大学 防災研究所教授 平成5年4月 京都大学 工学部教授 平成9年12月 京都大学 大学院工学研究科長兼工学部長 平成13年4月 京都大学 総長補佐 平成14年4月 立命館大学 理工学部教授 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在) 平成20年4月 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構教授(現在)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (非常勤)	-	惣福脇 亨	昭和17年7月20日生	昭和41年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同 執行役員 経営管理室長 平成14年7月 同 執行役員 熊本支店長 平成16年6月 同 監査役 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在) 平成20年7月 社団法人九州経済連合会 専務理事 (現在)	(注)3	-
計						-

- (注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における迅速な意思決定、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、取締役3名で構成され、当社取締役会規程に基づき月1回開催を原則とし、必要に応じて随時開催しております。取締役会では、法令及び定款で定められた事項その他業務執行に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の職務の執行の監督を行い、法令に定められた事項のほか必要と認められる事項について報告を受けております。なお、監査役3名も出席しております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、当社監査役会規程に基づき、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

(c) その他

当社では経営会議を原則毎月2回開催しています。経営会議は、取締役、執行役員及び常勤監査役で構成され、会社の経営に関する基本的事項について協議調整を行っております。

会社の内部統制システムの整備状況

(a) 西日本高速道路株式会社コンプライアンス委員会

役員、執行役員及び従業員の遵法精神の徹底とより高度な倫理観の確立を図り、グループの秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止に資するため本社に設置しております。

(b) コンプライアンス通報・相談窓口

自律的に社内秩序や規律の維持を図り、不祥事の抑制・抑止を図るため、社内及び弁護士事務所に設置しております。

(c) NEXCO西日本グループ行動憲章

役員、執行役員及び従業員が様々な局面で実践すべき行動指針として制定しております。

(d) 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

平成18年5月2日開催の取締役会において会社法第362条第4項第6号に基づく内部統制の整備及び構築に関する事項を決議しており、平成20年3月28日開催の取締役会においてグループ全体の運営に係る記載を充実させ、当社としての業務の適正化を確保するための体制に係る記載を追加する等の改正を決議しております。

(e) その他

役員、執行役員及び従業員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るために、グループのコンプライアンスの仕組みを説明した資料を整備し周知を図るとともに、グループの各社に対しても同様に周知を図っております。

監査役監査の状況

監査役監査は、3名の社外監査役からなる監査役会において定めた監査の方針及び監査の計画等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役室所属従業員3名については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともにその人事異動については監査役の意見を尊重することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、監査役監査を効率的に行うため、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれの監査結果について意見交換等をするなど連携に努めております。

さらに、取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行うとともに、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合、速やかに当該事項について説明又は報告を行うこととしております。

内部監査の状況

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、執行役員1名を監査部担当としております。監査部には、監査部長以下7名の従業員を置いて、当社内部監査規程に基づき、会社業務全般にわたり内部監査を行っております。

会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定有限責任社員・ 業務執行社員	橋留 隆志	新日本有限責任監査法人
	坂井 俊介	
	小市 裕之	

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
2. 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他9名であります。

社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について

有価証券報告書提出日現在において、当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

なお、当社の社外監査役浦野正幸は、平成22年6月28日までは当社関西支社並びに当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱及び西日本高速道路ファシリティーズ㈱の嘱託弁護士であります。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬

		年間報酬総額(千円)
取締役(5名)	社内(5名)	98,664
	社外(0名)	-
監査役(3名)	社内(0名)	-
	社外(3名)	25,140

- (注) 上記のほか、役員退職慰労引当金10,102千円(取締役8,050千円、監査役2,051千円)を当事業年度にて計上しております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に影響を及ぼすおそれのあるリスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置づけ取り組んでおり、経営リスク管理委員会を設置し、リスクの抽出、要因の特定及び分析並びにリスク対応戦略の策定、実施及び評価等を行い、経営への影響を最小限に抑制し社会的責任を果たすよう、体制の構築を図っております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にしております。

また、グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図っております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(10) 会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

なお、有価証券報告書提出日までに、当該契約を締結した実績はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	68	-	70	-
連結子会社	8	3	8	3
計	76	3	78	3

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を定めていませんが、当社の事業規模から合理的監査日数等を勘案したうえで、決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び高速道路事業等会計規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び高速道路事業等会計規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が開催する研修へ参加し、情報の収集に努めております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,881	28,145
高速道路事業営業未収入金	68,452	46,981
未収入金	22,520	18,119
短期貸付金	33	1,032
有価証券	36,360	53,350
仕掛道路資産	292,317	299,790
その他	25,115	20,109
貸倒引当金	26	23
流動資産合計	475,653	467,506
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	66,181	67,500
減価償却累計額	11,560	13,563
減損損失累計額	119	90
建物及び構築物（純額）	54,501	53,846
機械装置及び運搬具	88,927	103,242
減価償却累計額	31,145	41,749
減損損失累計額	39	-
機械装置及び運搬具（純額）	57,741	61,492
土地	84,443	84,318
その他	13,684	14,620
減価償却累計額	4,243	5,328
その他（純額）	9,441	9,291
有形固定資産合計	206,128	208,949
無形固定資産	7,082	9,440
投資その他の資産		
長期前払費用	2,060	1,803
その他	2 7,025	2 6,502
貸倒引当金	576	473
投資その他の資産合計	8,509	7,832
固定資産合計	221,719	226,222
繰延資産	628	586
資産合計	1 698,001	1 694,315

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	56,992	81,668
1年内返済予定の長期借入金	467	144
未払法人税等	2,856	6,869
受託業務前受金	12,655	8,765
前受金	3,930	2,772
賞与引当金	3,414	3,207
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	264	201
回数券払戻引当金	223	195
その他	40,994	40,318
流動負債合計	121,798	144,142
固定負債		
道路建設関係社債	293,095	289,481
道路建設関係長期借入金	50,000	20,704
長期借入金	1,305	277
退職給付引当金	59,661	61,507
役員退職慰労引当金	186	230
ETCマイレージサービス引当金	6,648	5,876
負ののれん	7,649	7,356
その他	16,144	16,445
固定負債合計	434,692	401,880
負債合計	556,490	546,022
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	35,554	42,281
株主資本合計	138,551	145,278
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9	10
評価・換算差額等合計	9	10
少数株主持分	2,968	3,024
純資産合計	141,510	148,292
負債・純資産合計	698,001	694,315

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益	806,771	868,057
営業費用		
道路資産賃借料	468,516	367,648
高速道路等事業管理費及び売上原価	277,242	434,986
販売費及び一般管理費	¹ 53,183	¹ 52,359
営業費用合計	² 798,942	² 854,994
営業利益	7,828	13,062
営業外収益		
受取利息	212	108
受取配当金	23	4
負ののれん償却額	333	409
持分法による投資利益	148	149
土地物件貸付料	538	539
工事負担金等受入額	-	913
違約金収入	515	-
保険解約返戻金	481	404
その他	746	694
営業外収益合計	3,000	3,223
営業外費用		
支払利息	55	25
有価証券売却損	1	-
回数券払戻損	119	57
支払補償費	79	-
たな卸資産処分損	179	108
その他	88	61
営業外費用合計	523	252
経常利益	10,305	16,034

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特別利益		
前期損益修正益	3 401	3 207
固定資産売却益	4 92	4 81
清算配当金	82	-
その他	133	49
特別利益合計	710	338
特別損失		
前期損益修正損	5 43	5 1,476
固定資産売却損	6 61	6 27
固定資産除却損	7 76	7 28
投資有価証券売却損	326	-
減損損失	68	-
その他	100	121
特別損失合計	676	1,654
税金等調整前当期純利益	10,339	14,718
法人税、住民税及び事業税	3,775	8,493
過年度法人税等	428	-
法人税等調整額	227	675
法人税等合計	4,432	7,817
少数株主利益	100	174
当期純利益	5,806	6,726

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	47,500	47,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	47,500	47,500
資本剰余金		
前期末残高	55,497	55,497
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	55,497	55,497
利益剰余金		
前期末残高	29,747	35,554
当期変動額		
当期純利益	5,806	6,726
当期変動額合計	5,806	6,726
当期末残高	35,554	42,281
株主資本合計		
前期末残高	132,745	138,551
当期変動額		
当期純利益	5,806	6,726
当期変動額合計	5,806	6,726
当期末残高	138,551	145,278
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	65	9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	0
当期変動額合計	55	0
当期末残高	9	10
評価・換算差額等合計		
前期末残高	65	9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55	0
当期変動額合計	55	0
当期末残高	9	10

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
少数株主持分		
前期末残高	4,473	2,968
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,504	55
当期変動額合計	1,504	55
当期末残高	2,968	3,024
純資産合計		
前期末残高	137,153	141,510
当期変動額		
当期純利益	5,806	6,726
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,449	55
当期変動額合計	4,357	6,781
当期末残高	141,510	148,292

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,339	14,718
減価償却費	16,419	17,752
減損損失	68	-
負ののれん償却額	333	409
退職給付引当金の増減額（ は減少）	417	1,874
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	128	44
賞与引当金の増減額（ は減少）	9	207
ETCマイレージサービス引当金の増減額（ は減少）	381	772
貸倒引当金の増減額（ は減少）	74	106
受取利息及び受取配当金	236	112
支払利息	4,389	5,698
固定資産売却損益（ は益）	31	53
固定資産除却損	722	905
売上債権の増減額（ は増加）	16,127	17,064
たな卸資産の増減額（ は増加）	62,320	7,198
仕入債務の増減額（ は減少）	30,663	10,142
その他	2,532	17,957
小計	81,041	77,297
利息及び配当金の受取額	248	121
利息の支払額	4,198	5,619
法人税等の支払額	3,035	4,353
法人税等の還付額	595	11
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,431	67,435
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	15	-
定期預金の払戻による収入	40	-
固定資産の取得による支出	20,417	17,529
固定資産の売却による収入	153	254
投資有価証券の取得による支出	4	50
投資有価証券の売却による収入	737	9
関係会社株式の取得による支出	71	3
営業譲受による支出	17	-
その他	311	162
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,907	17,158
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	85,000	141,682
長期借入金の返済による支出	78,654	172,328
道路建設関係社債発行による収入	86,526	115,985
道路建設関係社債償還による支出	-	120,000
その他	86	361
財務活動によるキャッシュ・フロー	92,785	35,023
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	14,554	15,253
現金及び現金同等物の期首残高	81,795	67,241
現金及び現金同等物の期末残高	67,241	82,495

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出 78,654百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 78,000百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 62,320百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4条までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額88,694百万円が含まれています。

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、道路建設関係社債の償還による支出 120,000百万円及び長期借入金の返済による支出 172,328百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 120,000百万円及び170,978百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 7,198百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4条までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額266,454百万円が含まれています。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 18社</p> <p>連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)</p> <p>当連結会計年度において、新規設立に伴い、西日本高速道路ビジネスサポート(株)を連結の範囲に加えています。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 18社</p> <p>連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称 九州高速道路ターミナル(株)、(株)NEXCOシステムズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム(株)</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 T S K(株)</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 5社</p> <p>会社の名称 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社</p> <p>会社の名称 同左</p>

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(持分法を適用しない理由)</p> <p>持分法を適用していない関連会社(TSK株)は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p>	<p>(持分法を適用しない理由)</p> <p>同左</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一です。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>同左</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっています。</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額とされています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっています。</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>商品・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。 （会計方針の変更） 従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="239 862 742 974"> <tr> <td>建物</td> <td>8年～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5年～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p> <p>（追加情報） 当連結会計年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ107百万円増加しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。</p>	建物	8年～50年	構築物	10年～50年	機械装置	5年～10年	<p>商品・原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="893 862 1396 974"> <tr> <td>建物</td> <td>8年～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5年～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>	建物	8年～50年	構築物	10年～50年	機械装置	5年～10年
建物	8年～50年												
構築物	10年～50年												
機械装置	5年～10年												
建物	8年～50年												
構築物	10年～50年												
機械装置	5年～10年												

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 賞与引当金 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p>	<p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左 賞与引当金 同左 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左 回数券払戻引当金 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。 なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額を費用処理しています。 （会計方針の変更） 数理計算上の差異について、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用していましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、原則的処理方法である平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分する定額法に変更しました。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ547百万円増加しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。 （追加情報） 当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。 これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。 これにより、当連結会計年度の発生額42百万円は販売費及び一般管理費に、過年度分相当額64百万円は特別損失に計上しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。 E T Cマイレージサービス引当金 E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上していません。</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。 なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額を費用処理しています。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準委員会 平成20年7月31日 企業会計基準第19号）を適用しています。 連結子会社のうち2社は割引率の変更を行っていますが、数理計算上の差異を翌連結会計年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は113百万円です。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。</p> <p>E T Cマイレージサービス引当金 同左</p>

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p>	<p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。 (会計方針の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準適用指針第18号）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。 これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等の営業収益は140百万円増加したものの、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しています。</p>	<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、効果の発現する期間の見積りが可能なものは、その見積年数で均等償却しています。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しています。</p>	<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p>	<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前連結会計年度まで区分掲記していました「支払手形及び買掛金」(当連結会計年度末の残高は3,892百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示することにしました。 前連結会計年度まで区分掲記していました「未払金」(当連結会計年度末の残高は28,579百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の5以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示することにしました。 前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示していました「役員退職慰労引当金」は、当社及び一部の連結子会社が、当連結会計年度より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記することにしました。 <p>なお、前連結会計年度末の「役員退職慰労引当金」の金額は58百万円です。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していました「負ののれん償却額」、「違約金収入」及び「保険解約返戻金」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 <p>なお、前連結会計年度における「負ののれん償却額」の金額は206百万円、「違約金収入」の金額は85百万円、「保険解約返戻金」の金額は73百万円です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前連結会計年度まで区分掲記していました「消費税等納付差額金」(当連結会計年度は276百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。 前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示していました「回数券払戻損」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 <p>なお、前連結会計年度における「回数券払戻損」の金額は16百万円です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前連結会計年度まで区分掲記していました「事業損失補償金」は、EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、「支払補償費」として表示しています。 前連結会計年度まで区分掲記していました「発生材不用決定処分損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、「たな卸資産処分損」として表示しています。 	<p>(連結損益計算書)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していました「工事負担金等受入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 <p>なお、前連結会計年度における「工事負担金等受入額」の金額は24百万円です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前連結会計年度まで区分掲記していました「違約金収入」(当連結会計年度は3百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。 前連結会計年度まで区分掲記していました「支払補償費」(当連結会計年度は4百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することにしました。 前連結会計年度まで区分掲記していました「過年度法人税等」(当連結会計年度は288百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示することにしました。

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>6. 前連結会計年度まで区分掲記していましたが「前期損建区分修正益」は、EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、「前期損益修正益」として表示しています。</p> <p>7. 前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示していましたが「固定資産除却損」及び「投資有価証券売却損」は特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度における「固定資産除却損」の金額は33百万円、「投資有価証券売却損」の金額は9百万円です。</p> <p>8. 前連結会計年度まで区分掲記していましたが「前期預り連絡料金修正損」(当連結会計年度は-百万円)は、EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、「前期損益修正損」として表示しています。</p>	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																				
<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債293,095百万円(額面294,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <p>投資その他の資産(その他) 1,461百万円 (うち、共同支配企業に対する投資の金額858百万円)</p> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">7,177,574百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">37,321百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">23,330百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">7,238,226百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金78,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">16,427百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,177,574百万円	東日本高速道路(株)	37,321百万円	中日本高速道路(株)	23,330百万円	計	7,238,226百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	16,427百万円	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債289,481百万円(額面290,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債145,000百万円(額面145,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <p>投資その他の資産(その他) 1,608百万円 (うち、共同支配企業に対する投資の金額952百万円)</p> <p>3. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">5,881,019百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">27,637百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">17,776百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">5,926,434百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金170,978百万円及び道路建設関係社債120,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">14,081百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,881,019百万円	東日本高速道路(株)	27,637百万円	中日本高速道路(株)	17,776百万円	計	5,926,434百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	14,081百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,177,574百万円																				
東日本高速道路(株)	37,321百万円																				
中日本高速道路(株)	23,330百万円																				
計	7,238,226百万円																				
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	16,427百万円																				
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,881,019百万円																				
東日本高速道路(株)	27,637百万円																				
中日本高速道路(株)	17,776百万円																				
計	5,926,434百万円																				
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	14,081百万円																				

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 201,000百万円</p> <p>4. 当座貸越契約</p> <p>当社及び連結子会社(西日本高速道路エンジニアリング九州(株))は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額 30,300百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 30,300百万円</p>	<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 430,978百万円</p> <p>4. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額 100,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 100,000百万円</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <p>給与手当 8,822百万円 賞与引当金繰入額 1,892百万円 役員退職慰労引当金繰入額 74百万円 回数券払戻引当金繰入額 25百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 13,968百万円 利用促進費 16,927百万円</p> <p>2. 研究開発費の総額は、1,246百万円です。</p> <p>3. 前期損益修正益 過年度における損建区分見直しによる修正益です。</p> <p>4. 固定資産売却益 主に車両運搬具の売却益であります。</p> <p>5. 前期損益修正損 過年度における固定資産除却損の修正損です。</p> <p>6. 固定資産売却損 主に土地の売却損であります。</p> <p>7. 固定資産除却損 主に建物の除却損であります。</p>	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <p>給与手当 9,130百万円 賞与引当金繰入額 731百万円 役員退職慰労引当金繰入額 69百万円 回数券払戻引当金繰入額 11百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 5,876百万円 利用促進費 21,525百万円</p> <p>2. 研究開発費の総額は、1,418百万円です。</p> <p>3. 前期損益修正益 207百万円 過年度における減価償却費計上額の修正によるものです。</p> <p>4. 固定資産売却益の内訳 機械装置及び運搬具 21百万円 土地 60百万円</p> <p>5. 前期損益修正損 1,476百万円 過年度における固定資産計上額の修正によるものです。</p> <p>6. 固定資産売却損の内訳 建物及び構築物 0百万円 機械装置及び運搬具 4百万円 土地 22百万円 その他(工具器具備品) 0百万円</p> <p>7. 固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 22百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他(工具器具備品) 4百万円 無形固定資産(ソフトウェア) 1百万円</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)
現金及び預金勘定 30,881百万円	現金及び預金勘定 28,145百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定) 36,360百万円	契約期間3ヶ月以内の売戻条件付現 先(短期貸付金勘定) 1,000百万円
現金及び現金同等物 67,241百万円	預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定) 53,350百万円
	現金及び現金同等物 82,495百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	330	117	213	機械装置及び運搬具	312	166	146
その他(工具器具備品)	2,147	1,130	1,017	その他(工具器具備品)	1,682	1,154	527
無形固定資産(ソフトウェア)	173	109	63	無形固定資産(ソフトウェア)	111	71	39
合計	2,651	1,357	1,294	合計	2,106	1,392	713
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 578百万円 1年超 715百万円 合計 1,294百万円				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 422百万円 1年超 290百万円 合計 713百万円			
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 649百万円 減価償却費相当額 649百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 580百万円 減価償却費相当額 580百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左			
2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (1) 道路資産の未経過リース料 1年以内 382,646百万円 1年超 21,252,899百万円 合計 21,635,545百万円				2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (1) 道路資産の未経過リース料 1年以内 382,644百万円 1年超 21,004,931百万円 合計 21,387,576百万円			

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>なお、当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項)を行い平成21年4月20日付けで許可を受けています。</p> <p>これに伴い、平成21年4月29日付けで関西空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り(買取価額370億円)、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししています。</p> <p>また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西空港連絡橋(道路部分)の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでいます。</p> <p>これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなります。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="199 1547 710 1644"> <tr> <td>1年以内</td> <td>263百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,027百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,290百万円</td> </tr> </table>	1年以内	263百万円	1年超	1,027百万円	合計	1,290百万円	<p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="853 1547 1364 1644"> <tr> <td>1年以内</td> <td>284百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>864百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,149百万円</td> </tr> </table>	1年以内	284百万円	1年超	864百万円	合計	1,149百万円
1年以内	263百万円												
1年超	1,027百万円												
合計	1,290百万円												
1年以内	284百万円												
1年超	864百万円												
合計	1,149百万円												

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産(譲渡性預金等)により運用しています。また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式(関係会社株式含む)です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、1年以内の支払期日となっています。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金)は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後(改築、修繕、災害復旧の場合は完成後)に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について社内規程に基づき、各部署が主要の取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握しています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	28,145	28,145	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	46,981 23	46,981 23	- -
	46,958	46,958	-
(3) 有価証券	53,350	53,350	-
(4) 投資有価証券	30	30	-
資産計	128,483	128,483	-
(1) 高速道路事業営業未払金	81,668	81,668	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	144	150	5
(3) 道路建設関係社債	289,481	301,972	12,490
(4) 道路建設関係長期借入金	20,704	20,716	12
(5) 長期借入金	277	276	1
負債計	392,276	404,784	12,508

(*1) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券

これらは譲渡性預金であり、すべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利で借り入れている借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、変動金利の利率の見直しが2月末であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格を持って算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1,799

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	27,137	-	-	-
高速道路事業営業未収入金	46,981	-	-	-
合計	74,119	-	-	-

4. 社債、道路建設関係長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準第10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準適用指針第19号)を適用しています。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	20	27	7
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	20	27	7
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	0
	(2) 債券	300	300	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	301	301	0
合計		322	328	6

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
761	46	327

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	142
合計	142

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	300	-	-	-
(2) その他	-	-	-	-
合計	300	-	-	-

当連結会計年度（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	29	20	8
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	29	20	8
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	0
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1	1	0
合計		30	22	8

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額191百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	9	7	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	9	7	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

一部の連結子会社において以下の通り、デリバティブ取引を行っています。

取引の内容

一部の連結子会社が利用しているデリバティブ取引は、債券関連で仕組債、金利関連で金利スワップ取引です。

取引に関する取組方針

仕組債は、子会社の規定に基づき取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しています。

金利スワップ取引については、資金調達と一体となった取引を行っているため、資金調達案件として子会社の規定に基づく取締役会の決議、承認を得て取引を執行しています。

取引の利用目的

仕組債は運用収益の確保を目的とし、金利スワップ取引は金利変動リスクの回避を目的としています。

取引に係るリスクの内容

仕組債は、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては株価、為替相場、市場金利等の変動リスクを有していますが、仕組債の契約先を信用度の高い大手金融機関に限定しています。

金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有していますが、信用度の高い大手金融機関を取引相手として取引を行っており、信用リスクはないと判断しています。

取引に係るリスク管理体制

仕組債のリスクの管理は、子会社の経理担当部署等、管理部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を見ながら定期的に取締役会を開催して運用の状況を報告し、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えています。

金利スワップ取引は、子会社の経理担当部署において市場金利等の変動リスクの管理を行っています。

2. 時価の取引等に関する事項

期末残高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、当該事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けています。
なお、一部の連結子会社において、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成20年3月31日現在)

年金資産の額	244,969百万円
年金財政計算上の給付債務の額	283,396百万円
差引額	38,427百万円

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合(平成20年3月31日現在)

4.15%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、当年度剰余金3,019百万円、未償却過去勤務債務残高 19,635百万円、資産評価調整加算額 13,760百万円、繰越不足金 4,218百万円であり、当社グループは、連結財務諸表上、特別掛金を当連結会計年度625百万円費用処理しています。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けています。
なお、一部の連結子会社において、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成21年3月31日現在)

年金資産の額	195,182百万円
年金財政計算上の給付債務の額	283,035百万円
差引額	87,852百万円

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合(平成21年3月31日現在)

4.46%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、当年度不足金 46,502百万円、未償却過去勤務債務残高 17,683百万円、資産評価調整加算額 17,738百万円、繰越不足金 2,481百万円であり、当社グループは、連結財務諸表上、特別掛金を当連結会計年度724百万円費用処理しています。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成22年3月31日) (百万円)
(1) 退職給付債務	100,963	103,506
(2) 年金資産	29,809	33,391
(3) 未積立退職給付債務((1) + (2))	71,154	70,115
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	187	176
(5) 未認識数理計算上の差異	11,972	8,940
(6) 未認識過去勤務債務(注)1	534	404
(7) 連結貸借対照表計上額純額 ((3) + (4) + (5) + (6))	59,528	61,403
(8) 前払年金費用	133	103
(9) 退職給付引当金((7) - (8))	59,661	61,507

(注) 1. 一部の連結子会社において、退職一時金制度の変更が行われたこと等により、過去勤務債務が発生しています。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しています。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) (百万円)
(1) 勤務費用(注)1, 2	3,927	3,843
(2) 利息費用	2,022	2,028
(3) 期待運用収益	871	196
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	49	25
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	440	1,344
(6) 過去勤務債務の費用処理額	32	28
(7) 臨時に支払った割増退職金等(注)3	10	10
(8) 退職給付費用 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7))	5,546	7,027

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しています。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しています。

3. 転籍者に対して支払った割増退職金です。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準(一部の連結子会社はポイント基準)	同左
(2) 割引率	1.50~2.50%	1.40~2.50%
(3) 期待運用収益率	1.00~3.00%	0.00~2.50%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	3~15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しています。)	3~15年 同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	3~15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。)	3~15年 同左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	連結子会社のうち1社は15年	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 128百万円</p> <p>賞与引当金 1,388百万円</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 106百万円</p> <p>退職給付引当金 24,163百万円</p> <p>ETCマイレージサービス引当金 2,691百万円</p> <p>その他 1,667百万円</p> <p>繰延税金資産小計 30,145百万円</p> <p>評価性引当額 27,109百万円</p> <p>繰延税金資産合計 3,036百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 30百万円</p> <p>その他 674百万円</p> <p>繰延税金負債合計 705百万円</p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 2,331百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 116百万円</p> <p>賞与引当金 1,241百万円</p> <p>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 81百万円</p> <p>退職給付引当金 24,688百万円</p> <p>ETCマイレージサービス引当金 2,378百万円</p> <p>ハイウェイカード前受金 388百万円</p> <p>ETC前受金 600百万円</p> <p>その他 1,850百万円</p> <p>繰延税金資産小計 31,346百万円</p> <p>評価性引当額 28,003百万円</p> <p>繰延税金資産合計 3,342百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>前払年金費用 26百万円</p> <p>その他 309百万円</p> <p>繰延税金負債合計 335百万円</p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 3,006百万円</p>
<p>(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <p>流動資産 - 繰延税金資産 1,385百万円</p> <p>固定資産 - 繰延税金資産 956百万円</p> <p>流動負債 - 繰延税金負債 6百万円</p> <p>固定負債 - 繰延税金負債 4百万円</p>	<p>(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <p>流動資産 - 繰延税金資産 1,773百万円</p> <p>固定資産 - 繰延税金資産 1,235百万円</p> <p>固定負債 - 繰延税金負債 3百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.5%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額 7.5%</p> <p>負ののれん償却額 1.1%</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0%</p> <p>過年度法人税等 2.0%</p> <p>更生・修正に伴う認容 2.3%</p> <p>その他 0.9%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 53.1%</p>

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有しています。また、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。なお、賃貸オフィスビルやサービスエリア、パーキングエリアの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としています。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価(百万円)
	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	3,223	57	3,166	2,999
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	87,100	268	86,831	87,107

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な増加額はサービスエリア、パーキングエリアの建物(932百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,458百万円)です。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成22年3月期における損益は、次のとおりです。

	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他(売却損益等) (百万円)
賃貸等不動産	954	551	402	25
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	25,376	17,839	7,537	-

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含まれるため、当該部分の賃貸収益は、計上していません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれています。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年11月28日企業会計基準第20号)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成20年11月28日企業会計基準適用指針第23号)を適用しています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A ・ P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	716,187	62,918	22,326	5,339	806,771	-	806,771
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	32	-	2	302	337	(337)	-
計	716,219	62,918	22,328	5,642	807,109	(337)	806,771
営業費用	713,472	62,799	17,423	5,637	799,332	(389)	798,942
営業利益	2,747	118	4,905	4	7,776	52	7,828
資産、減価償却費及び資本的支 出							
資産	480,140	27,254	88,957	8,100	604,452	93,549	698,001
減価償却費	12,647	7	1,731	211	14,598	1,820	16,419
減損損失	68	-	-	-	68	-	68
資本的支出	14,441	-	4,254	756	19,452	4,137	23,589

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A ・ P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は93,848百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門に係る資産等です。

4. 会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日公表分企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定)を採用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

リース取引に係る会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

これによるセグメント情報に与える影響は軽微です。

退職給付引当金

数理計算上の差異について、連結子会社のうち2社は、従来、各年度の発生額の金額的重要性が乏しかったため発生年度に費用処理する方法を採用していましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、原則的処理方法である平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で按分する定額法に変更しました。この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益が「高速道路事業」で496百万円、「受託事業」で4百万円、「SA・PA事業」で24百万円、「その他の事業」で21百万円それぞれ増加しています。

5. 追加情報

機械及び装置の耐用年数の変更

当連結会計年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。これにより、営業利益が「高速道路事業」で113百万円増加し、「SA・PA事業」で7百万円減少しています。なお、「高速道路事業」・「SA・PA事業」以外のセグメント情報に与える影響は軽微です。

役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）に基づくものです。これにより、当連結会計年度の発生額42百万円は販売費及び一般管理費へ計上しています。この結果、営業利益が「高速道路事業」で34百万円、「SA・PA事業」で5百万円それぞれ減少しています。なお、「高速道路事業」・「SA・PA事業」以外のセグメント情報に与える影響は軽微です。

当連結会計年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	793,879	42,855	25,210	6,112	868,057	-	868,057
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	27	-	23	379	430	(430)	-
計	793,906	42,855	25,234	6,491	868,488	(430)	868,057
営業費用	787,937	42,874	17,784	6,845	855,441	(446)	854,994
営業利益	5,969	(18)	7,449	(353)	13,047	15	13,062
資産、減価償却費及び資本的支出							
資産	472,070	20,034	100,415	8,706	601,226	93,088	694,315
減価償却費	14,182	4	1,452	168	15,807	1,944	17,752
資本的支出	21,221	-	1,656	167	23,045	2,787	25,833

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は104,701百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金（現金及び預金等）及び管理部門に係る資産等です。

4. 会計方針の変更

退職給付引当金

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準委員会平成20年7月31日企業会計基準第19号）を適用しています。

これによるセグメント情報に与える影響はありません。

工事契約に関する会計基準

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負工事50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」

（企業会計基準委員会平成19年12月27日企業会計基準適用指針第18号）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ、「受託事業」の売上高は140百万円増加したものの、営業利益に与える影響はありません。なお、「受託事業」以外のセグメント情報に与える影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 当社の連結子会社である西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受

企業結合の概要

相手企業の名称	道栄株式会社、株式会社エヌ・ケー・ワイ
取得した事業の内容	高速道路の不動産管理等事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成20年7月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路ビジネスサポート株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社

連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成20年7月1日から平成21年3月31日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

現金17百万円

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産	2百万円
固定資産	14百万円
合計	17百万円

(イ) 負債の額

流動負債	0百万円
合計	0百万円

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高	1,680百万円
営業利益	74百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、当該連結子会社の平成20年7月1日から平成21年3月31日までの売上高合計並びに営業損益合計の額によっています。

なお、当該注記は、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けておりません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年10月17日 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年10月17日 企業会計基準適用指針第13号）を適用しています。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1) (注2)	62,237	未収入金	15,700
									受託業務前受金	6,994

(注) 1. 上記取引の取引条件については、一般の取引条件と同様に決定しています。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれています。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,728,074	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	468,516	高速道路事業営業未払金	24,511
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡 (注2)	88,694	高速道路事業営業未収入金	16,610
							債務の引渡及び債務保証 (注3)	78,000	-	-
						借入金の連帯債務	債務保証 (注4) (注5)	7,387,601	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路㈱	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金の連帯債務	債務保証 (注5)	37,321	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等 (注6)	25,871	高速道路事業営業未払金	4,416
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路㈱	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金の連帯債務	債務保証 (注5)	23,330	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間の道路資産の貸付料を含む協定に基づいて決定しています。
2. 道路整備特別措置法第51条の規定により、道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
5. 日本道路公団民営化関係法施行法第16条の規程により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、相互の取り決めにより、精算処理を行っています。
7. 取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいません。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1) (注2)	43,924	未収入金	14,530
									受託業務前受金	7,727

(注) 1. 上記取引の取引条件については、一般の取引条件と同様に決定しています。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれています。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,855,290	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	367,648	高速道路事業営業未払金	33,133
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡 (注2)	266,454	高速道路事業営業未収入金	3,526
							債務の引渡及び債務保証 (注3)	290,978	-	-
						借入金の連帯債務	債務保証 (注4) (注5)	6,105,701	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路㈱	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金の連帯債務	債務保証 (注5)	27,637	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等 (注6)	22,505	高速道路事業営業未払金	3,699
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路㈱	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金の連帯債務	債務保証 (注5)	17,776	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間の道路資産の貸付料を含む協定に基づいて決定しています。
2. 道路整備特別措置法第51条の規定により、道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
5. 日本道路公団民営化関係法施行法第16条の規程により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、相互の取り決めにより、精算処理を行っています。
7. 取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,458.34円	1株当たり純資産額	1,529.14円
1株当たり当期純利益金額	61.12円	1株当たり当期純利益金額	70.81円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎

1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
連結財務諸表の純資産の部の合計額 (百万円)	141,510	148,292
普通株主に係る純資産額(百万円)	138,541	145,268
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	2,968	3,024
普通株式の発行済株式数(千株)	95,000	95,000
普通株式の自己株式数(千株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	95,000	95,000

1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	5,806	6,726
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,806	6,726
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
(多額な社債の発行) 当社は、平成21年2月19日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券364億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。		(多額な社債の発行) 当社は、平成22年3月25日開催の取締役会の決議(社債900億円以内)に基づき、平成22年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。	
区分	政府保証第19回西日本高速道路債券	区分	西日本高速道路株式会社第8回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	金150億円	発行総額	金250億円
利率	年1.4パーセント	利率	年0.311パーセント
償還方法	満期一括	償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき 金99円65銭	発行価額	額面100円につき 金100円
払込期日	平成21年4月16日	払込期日	平成22年5月19日
償還期日	平成31年4月16日	償還期日	平成25年3月19日
担保	一般担保	担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)600億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。			
区分	西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)		
発行総額	金300億円		
利率	年0.7パーセント		
償還方法	満期一括		
発行価額	額面100円につき 金99円98銭		
払込期日	平成21年5月20日		
償還期日	平成24年3月19日		
担保	一般担保		
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
(多額な資金の借入) 当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議(借入金1,947億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて借入を実行いたしました。			
区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入	
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	
借入金額	金376億82百万円	金400億円	
返済方法	満期一括	満期一括	
借入実行日	平成21年5月29日	平成21年6月26日	
返済期日	平成24年5月31日	平成24年5月31日	
担保	無担保	無担保	
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	
(重要な契約の変更) 当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項)を行い平成21年4月20日付けで許可を受けています。 これに伴い、平成21年4月29日付けで関西空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り(買取価額370億円)、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししています。 また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西空港連絡橋(道路部分)の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでいます。 これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなります。 なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされています。			

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	政府保証第1回西日本高速道路債券	平成 17.11.25	39,964	39,970	1.6	有	平成 27.11.25
当社	政府保証第2回西日本高速道路債券	平成 18.10.25	9,996	9,996	1.8	有	平成 28.10.25
当社	政府保証第3回西日本高速道路債券	平成 18.11.28	14,931	14,940	1.8	有	平成 28.11.28
当社	政府保証第4回西日本高速道路債券	平成 18.12.19	14,959	14,965	1.7	有	平成 28.12.19
当社	政府保証第5回西日本高速道路債券	平成 19.1.25	24,903	24,915	1.8	有	平成 29.1.25
当社	政府保証第6回西日本高速道路債券	平成 19.2.27	9,988	9,989	1.8	有	平成 29.2.27
当社	政府保証第7回西日本高速道路債券	平成 19.3.27	9,960	9,965	1.7	有	平成 29.3.27
当社	政府保証第8回西日本高速道路債券	平成 19.5.21	19,935	19,943	1.7	有	平成 29.5.19
当社	政府保証第9回西日本高速道路債券	平成 19.6.27	9,995	9,996	1.9	有	平成 29.6.27
当社	政府保証第10回西日本高速道路債券	平成 19.10.29	9,983	9,985	1.8	有	平成 29.10.27
当社	政府保証第11回西日本高速道路債券	平成 19.11.28	9,935	9,943	1.7	有	平成 29.11.28
当社	政府保証第12回西日本高速道路債券	平成 20.1.29	19,860	19,876	1.5	有	平成 30.1.29
当社	政府保証第13回西日本高速道路債券	平成 20.3.27	11,914	11,924	1.4	有	平成 30.3.27
当社	政府保証第14回西日本高速道路債券	平成 20.5.21	9,963	9,967	1.7	有	平成 30.5.21
当社	政府保証第15回西日本高速道路債券	平成 20.6.16	9,977	9,979	1.8	有	平成 30.6.15
当社	政府保証第16回西日本高速道路債券	平成 20.11.18	9,961	9,965	1.6	有	平成 30.11.16
当社	政府保証第17回西日本高速道路債券	平成 21.1.28	9,917	9,925	1.3	有	平成 31.1.28
当社	政府保証第18回西日本高速道路債券	平成 21.3.27	6,951	6,956	1.3	有	平成 31.3.27
当社	政府保証第19回西日本高速道路債券	平成 21.4.16	-	14,952	1.4	有	平成 31.4.16
当社	政府保証第20回西日本高速道路債券	平成 21.7.29	-	9,990	1.4	有	平成 31.7.29
当社	政府保証第21回西日本高速道路債券	平成 22.3.29	-	11,332	1.3	有	平成 32.3.27
当社	西日本高速道路株式会社第3回社債(注1)	平成 20.10.14	25,000	-	1.04	有	平成 23.9.20
当社	西日本高速道路株式会社第4回社債(注1)	平成 21.2.17	14,997	-	0.93	有	平成 23.12.20
当社	西日本高速道路株式会社第5回社債(注1)	平成 21.5.20	-	-	0.7	有	平成 24.3.19

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	西日本高速道路株式会社第6回社債(注1)	平成 21.10.20	-	-	0.46	有	平成 24.9.20
当社	西日本高速道路株式会社第7回社債(注1)	平成 22.2.17	-	-	0.39	有	平成 24.12.20
合計	-	-	293,095	289,481	-	-	-

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は120,000百万円です。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	467	144	2.19	-
1年以内に返済予定のリース債務	325	364	-	-
道路建設関係長期借入金	50,000	20,704	0.91	平成25.2.28
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	1,305	277	2.13	平成24.3.30～ 平成45.8.26
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,995	1,844	-	-
その他有利子負債				
流動負債				
その他(1年以内返済予定建設協力預り金)	201	2	0.50	-
固定負債				
その他(建設協力預り金(1年以内に返済予定のものを除く))	1,322	5	0.50	平成23.4.1～ 平成28.9.20
合計	55,618	23,343	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は170,978百万円です。

3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

ただし、一部の連結子会社はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していません。

4. 道路建設関係長期借入金、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	-	20,704	-	-
長期借入金	213	5	5	5
リース債務	309	287	270	238
その他有利子負債				
固定負債				
その他	1	1	1	0

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,187	25,505
高速道路事業営業未収入金	68,455	46,983
未収入金	22,250	16,207
短期貸付金	364	1,193
有価証券	36,360	53,350
仕掛道路資産	292,666	300,510
原材料	451	576
貯蔵品	1,218	1,234
受託業務前払金	6,932	4,529
前払金	3,451	3,214
前払費用	1,191	1,573
繰延税金資産	560	720
仮払消費税等	6,998	-
その他の流動資産	198	4,634
貸倒引当金	25	23
流動資産合計	469,261	460,211
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,534	1,823
減価償却累計額	288	404
建物(純額)	1,245	1,419
構築物	27,609	28,507
減価償却累計額	2,948	3,582
減損損失累計額	28	-
構築物(純額)	24,632	24,925
機械及び装置	77,381	89,631
減価償却累計額	24,656	33,408
減損損失累計額	39	-
機械及び装置(純額)	52,685	56,222
車両運搬具	10,157	12,050
減価償却累計額	5,675	7,408
車両運搬具(純額)	4,482	4,642
工具、器具及び備品	5,658	6,099
減価償却累計額	3,017	3,506
工具、器具及び備品(純額)	2,641	2,593
土地	0	0
建設仮勘定	3,127	2,352
有形固定資産合計	88,814	92,154
無形固定資産	3,709	5,551
高速道路事業固定資産合計	92,523	97,705

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	15,583	16,219
減価償却累計額	2,648	3,398
建物(純額)	12,934	12,820
構築物	4,980	5,073
減価償却累計額	1,482	1,841
構築物(純額)	3,498	3,232
機械及び装置	719	740
減価償却累計額	395	450
機械及び装置(純額)	324	290
工具、器具及び備品	39	62
減価償却累計額	12	25
工具、器具及び備品(純額)	27	36
土地	68,484	68,310
リース資産	7	7
減価償却累計額	0	1
リース資産(純額)	6	6
建設仮勘定	32	221
有形固定資産合計	85,309	84,918
無形固定資産	35	38
関連事業固定資産合計	85,344	84,956
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	9,192	8,261
減価償却累計額	2,172	1,942
建物(純額)	7,019	6,319
構築物	843	726
減価償却累計額	295	295
構築物(純額)	547	431
機械及び装置	141	253
減価償却累計額	32	48
機械及び装置(純額)	108	205
車両運搬具	19	13
減価償却累計額	18	13
車両運搬具(純額)	1	0
工具、器具及び備品	881	997
減価償却累計額	358	414
工具、器具及び備品(純額)	523	583
土地	11,051	11,431
リース資産	2,205	2,205
減価償却累計額	154	425
リース資産(純額)	2,051	1,780

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
建設仮勘定	399	742
有形固定資産合計	21,703	21,494
無形固定資産	2,860	3,142
各事業共用固定資産合計	24,563	24,636
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	-	36
減価償却累計額	-	8
建物(純額)	-	28
構築物	3	32
減価償却累計額	0	12
構築物(純額)	3	20
土地	1,376	910
有形固定資産合計	1,379	959
その他の固定資産合計	1,379	959
投資その他の資産		
関係会社株式	4,458	4,486
長期貸付金	246	219
長期前払費用	1,984	1,732
その他の投資等	1,833	1,471
貸倒引当金	519	416
投資その他の資産合計	8,002	7,493
固定資産合計	211,813	215,751
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	619	581
繰延資産合計	619	581
資産合計	681,693	676,544

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	3 65,562	3 95,097
1年以内返済予定長期借入金	144	144
リース債務	290	290
未払金	3 27,071	3 22,792
未払費用	860	790
未払法人税等	1,511	4,578
預り連絡料金	2,937	3,276
預り金	3 16,591	3 16,898
受託業務前受金	12,655	8,765
前受金	3,701	2,768
前受収益	6	9
賞与引当金	1,550	1,385
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	264	201
回数券払戻引当金	223	195
その他の流動負債	80	80
流動負債合計	133,450	157,274
固定負債		
道路建設関係社債	1 293,095	1 289,481
道路建設関係長期借入金	50,000	20,704
その他の長期借入金	422	277
リース債務	1,881	1,591
受入保証金	4,119	5,317
退職給付引当金	56,299	57,646
役員退職慰労引当金	43	59
ETCマイレージサービス引当金	6,648	5,876
関門トンネル事業履行義務債務	4 3,794	4 3,865
その他の固定負債	233	114
固定負債合計	416,539	384,935
負債合計	549,990	542,209

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	20,509	22,011
繰越利益剰余金	8,196	9,325
利益剰余金合計	28,705	31,337
株主資本合計	131,703	134,335
純資産合計	131,703	134,335
負債・純資産合計	681,693	676,544

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	614,493	525,215
道路資産完成高	88,694	266,454
その他の売上高	12,297	1,583
営業収益合計	715,485	793,253
営業費用		
道路資産賃借料	468,516	367,648
道路資産完成原価	88,694	266,454
管理費用	156,669	155,341
営業費用合計	713,880	789,444
高速道路事業営業利益	1,604	3,809
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	33,046	6,625
受託業務収入	29,871	36,230
SA・PA事業収入	9,801	10,587
その他の事業収入	1,379	1,373
営業収益合計	74,099	54,815
営業費用		
直轄高速道路事業費	33,046	6,955
受託業務事業費	29,829	35,971
SA・PA事業費	6,576	6,057
その他の事業費用	1,852	2,387
営業費用合計	71,305	51,372
関連事業営業利益	2,794	3,443
全事業営業利益	4,399	7,252
営業外収益		
受取利息	84	37
有価証券利息	80	62
受取配当金	10	10
土地物件貸付料	557	526
工事負担金等受入額	-	913
違約金収入	515	-
雑収入	294	331
営業外収益合計	1,542	1,881
営業外費用		
支払利息	2 89	2 47
回数券払戻損	119	57
支払補償費	79	-
たな卸資産処分損	179	108
雑損失	25	35
営業外費用合計	493	247
経常利益	5,448	8,887

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	3 90	3 79
前期損益修正益	4 401	4 207
その他特別利益	36	25
特別利益合計	527	312
特別損失		
固定資産売却損	5 48	5 27
減損損失	68	-
前期損益修正損	6 43	6 1,476
過年度役員退職慰労引当金繰入額	24	-
その他特別損失	13	5
特別損失合計	198	1,509
税引前当期純利益	5,777	7,690
法人税、住民税及び事業税	1,570	5,218
過年度法人税等	428	-
法人税等調整額	569	160
法人税等合計	2,568	5,058
当期純利益	3,208	2,631

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(百万円)		金額(百万円)	
高速道路事業営業費用				
1. 道路資産賃借料		468,516		367,648
2. 道路資産完成原価		88,694		266,454
3. 管理費用				
(1) 維持修繕費	61,961		61,432	
(2) 管理業務費	50,659		51,581	
(3) 一般管理費	44,047		42,327	
計		156,669		155,341
高速道路事業営業費用合計			713,880	
関連事業営業費用				
1. 直轄高速道路事業費				
(1) 直轄高速道路資産完成原価	33,046		6,955	
計		33,046		6,955
2. 受託業務事業費				
(1) 受託事業費	29,829		35,969	
(2) 一般管理費	-		2	
計		29,829		35,971
3. SA・PA事業費				
(1) SA・PA事業管理費	5,920		5,404	
(2) 一般管理費	656		653	
計		6,576		6,057
4. その他の事業費用				
(1) その他の事業管理費	1,380		1,918	
(2) 一般管理費	471		469	
計		1,852		2,387
関連事業営業費用合計			71,305	
全事業営業費用合計			785,185	
				51,372
				840,816

(2) 科目明細書

高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
営業費用					
1 道路資産賃借料			468,516		367,648
2 道路資産完成原価					
用地費					
土地代		101		2,451	
労務費		83		503	
外注費		54		845	
経費		56		1,568	
金利等		18		357	
一般管理費人件費		115		469	
一般管理費経費		76	505	2,869	9,065
建設費					
材料費		207		17	
労務費		1,483		2,575	
外注費		78,710		238,524	
経費		963		5,022	
金利等		1,610		3,671	
一般管理費人件費		1,651		3,047	
一般管理費経費		1,559	86,188	3,339	256,198
除却工事費用その他					
労務費		63		27	
外注費		1,759		1,083	
経費		29		7	
金利等		18		8	
一般管理費人件費		77		39	
一般管理費経費		51	2,000	24	1,190
			88,694		266,454

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
		金額(百万円)			金額(百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,868		3,950			
経費		57,093	61,961	57,482	61,432		
管理業務費							
人件費		2,670		2,316			
経費		47,989	50,659	49,264	51,581		
一般管理費							
人件費		8,983		9,359			
経費		35,063	44,047	32,967	42,327		155,341
営業外費用							
支払利息			28		26		
回数券払戻損			119		57		
支払補償費			57		-		
たな卸資産処分損			179		108		
雑損失			23	408	32		223
特別損失							
固定資産売却損			15		16		
減損損失			68		-		
前期損益修正損			25		1,246		
過年度役員退職慰労引当金繰 入額			7		-		
その他特別損失			9	127	5		1,268
高速道路事業営業費用等合計				714,416			790,936
法人税、住民税及び事業税			610		3,015		
過年度法人税等			166		-		
法人税等調整額			221	998	83		2,931
高速道路事業総費用合計				715,414			793,868

直轄高速道路事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		352	1.1	166	2.4
経費		32,048	97.0	6,575	94.5
一般管理費		644	1.9	212	3.1
当期総製造費用		33,046	100.0	6,955	100.0
期首受託業務前払金		-		-	
合計		33,046		6,955	
期末受託業務前払金		-		-	
直轄高速道路事業費		33,046		6,955	

原価計算の方法
原価計算の方法は、個別原価計算で
す。

原価計算の方法
同左

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
外注費	31,005	外注費	6,288
調査費、測量費及び設計費	44	調査費、測量費及び設計費	7

受託業務事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		0	0	-	-
労務費		494	1.6	511	1.5
経費		30,199	97.2	32,716	97.5
一般管理費		364	1.2	341	1.0
当期総製造費用		31,059	100.0	33,569	100.0
期首受託業務前払金		5,702		6,932	
合計		36,761		40,501	
期末受託業務前払金		6,932		4,529	
受託業務事業費		29,829		35,971	

原価計算の方法
原価計算の方法は、個別原価計算で
す。

原価計算の方法
同左

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
外注費	26,653	外注費	30,416
土地代及び補償費	2,026	土地代及び補償費	1,086

S A・P A事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		34	0.6	50	0.9
労務費		287	4.8	266	4.9
経費		5,598	94.6	5,087	94.2
S A・P A事業管理費		5,920	100.0	5,404	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	2,080	業務委託費	2,162
減価償却費	1,388	減価償却費	1,218

その他の事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		463	33.6	449	23.4
経費		917	66.4	1,468	76.6
その他の事業管理費		1,380	100.0	1,918	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	427	業務委託費	733
租税公課	172	清掃料	252

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は次のとおりです。

前事業年度 合計45,175百万円

当事業年度 合計43,452百万円

このうち主なものは次のとおりです。

このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	5,290百万円
賞与引当金繰入額	1,616百万円
役員退職慰勞引当金繰入額	13百万円
減価償却費	733百万円
回数券払戻引当金繰入額	25百万円
E T Cマイレージサービス 引当金繰入額	13,968百万円
利用促進費	15,884百万円

給与手当	6,423百万円
賞与引当金繰入額	476百万円
役員退職慰勞引当金繰入額	13百万円
減価償却費	798百万円
回数券払戻引当金繰入額	11百万円
E T Cマイレージサービス 引当金繰入額	5,876百万円
利用促進費	20,180百万円
業務委託費	2,499百万円

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	47,500	47,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	47,500	47,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	47,500	47,500
その他資本剰余金		
前期末残高	7,997	7,997
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,997	7,997
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	17,451	20,509
当期変動額		
別途積立金の積立	3,058	1,502
当期変動額合計	3,058	1,502
当期末残高	20,509	22,011
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,045	8,196
当期変動額		
別途積立金の積立	3,058	1,502
当期純利益	3,208	2,631
当期変動額合計	150	1,129
当期末残高	8,196	9,325
株主資本合計		
前期末残高	128,494	131,703
当期変動額		
当期純利益	3,208	2,631
当期変動額合計	3,208	2,631
当期末残高	131,703	134,335
純資産合計		
前期末残高	128,494	131,703
当期変動額		
当期純利益	3,208	2,631
当期変動額合計	3,208	2,631
当期末残高	131,703	134,335

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっています。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっています。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 同左</p>												
<p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。</p> <p>(2) 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。 （会計方針の変更） 従来、主として最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(2) 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。</p>												
<p>3. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="239 1489 718 1601"> <tr> <td>建物</td> <td>8～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p>	建物	8～50年	構築物	10～50年	機械及び装置	5～10年	<p>3. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="893 1489 1372 1601"> <tr> <td>建物</td> <td>8～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p>	建物	8～50年	構築物	10～50年	機械及び装置	5～10年
建物	8～50年												
構築物	10～50年												
機械及び装置	5～10年												
建物	8～50年												
構築物	10～50年												
機械及び装置	5～10年												

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律平成20年4月30日 法律第23号)を契機として、機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しています。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ107百万円増加しています。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいています。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>
<p>4. 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。</p>	<p>4. 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p>	<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。 (追加情報) 当社は、当事業年度より役員及び執行役員の退職慰労金制度を導入したことに伴い、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しています。 これは、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)に基づくものです。 これにより、当事業年度の発生額13百万円は営業費用に、過年度分相当額24百万円は特別損失に計上しています。</p>	<p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準委員会 平成20年7月31日 企業会計基準第19号)を適用しています。 なお、本会計基準の適用により割引率の決定方法について変更を行っていますが、重要性基準により判定した結果、これまで採用してきた方法による割引率と同一の割引率を採用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。</p>

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(7) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。	(7) ETCマイレージサービス引当金 同左
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高の計上基準</p> <p>道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p>	<p>6. 収益及び費用の計上基準</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準</p> <p>直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額50億円以上かつ工期2年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等の営業収益は140百万円増加したものの、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>
<p>7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p>	<p>7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の処理方法</p> <p>同左</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>1. 前事業年度まで区分掲記していましたが「協定に基づく工事負担金」(当事業年度24百万円)は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、「工事負担金等受入額」として表示しています。</p> <p>なお、当事業年度は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しています。</p> <p>2. 前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示していましたが「違約金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前事業年度における「違約金収入」は、85百万円です。</p> <p>3. 前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示していましたが「回数券払戻損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前事業年度における「回数券払戻損」は、16百万円です。</p> <p>4. 前事業年度まで区分掲記していましたが「事業損失補償金」は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、「支払補償費」として表示しています。</p> <p>5. 前事業年度まで区分掲記していましたが「発生材不用決定処分損」は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、「たな卸資産処分損」として表示しています。</p> <p>6. 前事業年度まで区分掲記していましたが「前期損建区分修正益」は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、「前期損益修正益」として表示しています。</p> <p>7. 前事業年度まで区分掲記していましたが「前期預り連絡料金修正損」(当事業年度 - 百万円)は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、「前期損益修正損」として表示しています。</p> <p>また、当事業年度は、前期除却資産修正損をE D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、「前期損益修正損」として表示しています。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで区分掲記していましたが「仮払消費税等」(当事業年度4,507百万円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示しています。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>1. 前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示していましたが「工事負担金等受入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しています。</p> <p>なお、前事業年度における「工事負担金等受入額」は、24百万円です。</p> <p>2. 前事業年度まで区分掲記していましたが「違約金収入」(当事業年度3百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しています。</p> <p>3. 前事業年度まで区分掲記していましたが「支払補償費」(当事業年度4百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しています。</p> <p>4. 前事業年度まで区分掲記していましたが「過年度法人税等」(当事業年度288百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しています。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																				
<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債293,095百万円(額面294,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債45,000百万円(額面45,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">7,177,574百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">37,321百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">23,330百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">7,238,226百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金78,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">16,427百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,177,574百万円	東日本高速道路(株)	37,321百万円	中日本高速道路(株)	23,330百万円	計	7,238,226百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	16,427百万円	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債289,481百万円(額面290,400百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債145,000百万円(額面145,000百万円)の担保に供しています。</p> <p>2. 偶発債務</p> <p>下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">5,881,019百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">27,637百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">17,776百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">5,926,434百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金170,978百万円及び道路建設関係社債120,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。</p> <p>日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="text-align: right;">14,081百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,881,019百万円	東日本高速道路(株)	27,637百万円	中日本高速道路(株)	17,776百万円	計	5,926,434百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	14,081百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,177,574百万円																				
東日本高速道路(株)	37,321百万円																				
中日本高速道路(株)	23,330百万円																				
計	7,238,226百万円																				
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	16,427百万円																				
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,881,019百万円																				
東日本高速道路(株)	27,637百万円																				
中日本高速道路(株)	17,776百万円																				
計	5,926,434百万円																				
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	14,081百万円																				

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 201,000百万円</p>	<p>日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 70,600百万円</p> <p>民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 430,978百万円</p>
<p>3. 関係会社に対する負債</p> <p>高速道路事業営業未払金 8,830百万円</p> <p>未払金 1,439百万円</p> <p>預り金 16,385百万円</p>	<p>3. 関係会社に対する負債</p> <p>高速道路事業営業未払金 13,808百万円</p> <p>未払金 1,677百万円</p> <p>預り金 16,728百万円</p>
<p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行令第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。</p>	<p>4. 関門トンネル事業履行義務債務</p> <p>同左</p>
<p>5. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額 30,000百万円</p> <p>借入実行残高 - 百万円</p> <p>差引額 30,000百万円</p>	<p>5. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額 100,000百万円</p> <p>借入実行残高 - 百万円</p> <p>差引額 100,000百万円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1. 研究開発費の総額は、1,071百万円です。</p> <p>2. 関係会社との取引</p> <p>関係会社への支払利息 74百万円</p> <p>3. 固定資産売却益</p> <p>主に車両運搬具の売却益です。</p> <p>4. 前期損益修正益</p> <p>過年度における損建区分見直しによる修正益です。</p> <p>5. 固定資産売却損</p> <p>土地の売却損です。</p> <p>6. 前期損益修正損</p> <p>過年度における固定資産除却損の修正損です。</p>	<p>1. 研究開発費の総額は、1,105百万円です。</p> <p>2. 関係会社との取引</p> <p>関係会社への支払利息 34百万円</p> <p>3. 固定資産売却益</p> <p>車両運搬具19百万円、土地60百万円です。</p> <p>4. 前期損益修正益</p> <p>過年度における減価償却費計上額の修正によるものです。</p> <p>5. 固定資産売却損</p> <p>構築物0百万円、機械及び装置3百万円、車両運搬具1百万円、工具、器具及び備品0百万円、土地22百万円です。</p> <p>6. 前期損益修正損</p> <p>過年度における固定資産計上額の修正によるものです。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
車両運搬具	13	4	8	車両運搬具	12	5	6
工具、器具及び備品	1,567	831	735	工具、器具及び備品	1,126	755	370
無形固定資産(ソフトウェア)	86	70	16	無形固定資産(ソフトウェア)	22	17	4
合計	1,667	906	760	合計	1,161	778	382
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 378百万円 1年超 382百万円 合計 760百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 432百万円 減価償却費相当額 432百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 259百万円 1年超 122百万円 合計 382百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しています。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 378百万円 減価償却費相当額 378百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左			

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="199 324 718 425"> <tr> <td>1年以内</td> <td>382,646百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,252,899百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,635,545百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p> <p>なお、当社は、平成21年4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項)を行い平成21年4月20日付けで許可を受けています。</p> <p>これに伴い、平成21年4月29日付けで関西空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り(買取価額370億円)、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししています。</p>	1年以内	382,646百万円	1年超	21,252,899百万円	合計	21,635,545百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>(1) 道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="853 324 1372 425"> <tr> <td>1年以内</td> <td>382,644百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>21,004,931百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,387,576百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されます。</p>	1年以内	382,644百万円	1年超	21,004,931百万円	合計	21,387,576百万円
1年以内	382,646百万円												
1年超	21,252,899百万円												
合計	21,635,545百万円												
1年以内	382,644百万円												
1年超	21,004,931百万円												
合計	21,387,576百万円												

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西空港連絡橋（道路部分）の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでいます。</p> <p>これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなります。</p>													
<p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">159百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">629百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">789百万円</td> </tr> </table>	1年以内	159百万円	1年超	629百万円	合計	789百万円	<p>(2) 道路資産以外の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">167百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">595百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">762百万円</td> </tr> </table>	1年以内	167百万円	1年超	595百万円	合計	762百万円
1年以内	159百万円												
1年超	629百万円												
合計	789百万円												
1年以内	167百万円												
1年超	595百万円												
合計	762百万円												

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式3,301百万円、関連会社株式1,185百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 貸倒引当金 120百万円 賞与引当金 627百万円 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 106百万円 退職給付引当金 22,791百万円 E T Cマイレージサービス引当金 2,691百万円 事業税 231百万円 繰延資産 217百万円 その他 534百万円 繰延税金資産小計 27,320百万円 評価性引当額 26,760百万円 繰延税金資産合計 560百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 貸倒引当金 116百万円 賞与引当金 561百万円 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 81百万円 退職給付引当金 23,338百万円 E T Cマイレージサービス引当金 2,378百万円 事業税 454百万円 繰延資産 199百万円 ハイウェイカード前受金 388百万円 E T C前受金益金 600百万円 その他 508百万円 繰延税金資産小計 28,627百万円 評価性引当額 27,907百万円 繰延税金資産合計 720百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.5% (調整) 評価性引当額 1.0% 住民税均等割 1.2% 過年度法人税等 7.4% 更正に伴う認容 6.3% その他 0.7% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.5%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.5% (調整) 評価性引当額 14.8% 過年度法人税等 3.8% 修正申告に伴う認容 5.7% その他 1.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 65.8%

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,386.35円	1株当たり純資産額	1,414.05円
1株当たり当期純利益金額	33.78円	1株当たり当期純利益金額	27.70円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	3,208	2,631
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,208	2,631
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																									
<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成21年2月19日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券364億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>政府保証第19回西日本高速道路債券</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金150億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年1.4パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき 金99円65銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年4月16日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成31年4月16日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>用途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>		区分	政府保証第19回西日本高速道路債券	発行総額	金150億円	利率	年1.4パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき 金99円65銭	払込期日	平成21年4月16日	償還期日	平成31年4月16日	担保	一般担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成22年3月25日開催の取締役会の決議(社債900億円以内)に基づき、平成22年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>西日本高速道路株式会社第8回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金250億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.311パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき 金100円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成22年5月19日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成25年3月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>用途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>		区分	西日本高速道路株式会社第8回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金250億円	利率	年0.311パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき 金100円	払込期日	平成22年5月19日	償還期日	平成25年3月19日	担保	一般担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
区分	政府保証第19回西日本高速道路債券																																										
発行総額	金150億円																																										
利率	年1.4パーセント																																										
償還方法	満期一括																																										
発行価額	額面100円につき 金99円65銭																																										
払込期日	平成21年4月16日																																										
償還期日	平成31年4月16日																																										
担保	一般担保																																										
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																										
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																										
区分	西日本高速道路株式会社第8回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																										
発行総額	金250億円																																										
利率	年0.311パーセント																																										
償還方法	満期一括																																										
発行価額	額面100円につき 金100円																																										
払込期日	平成22年5月19日																																										
償還期日	平成25年3月19日																																										
担保	一般担保																																										
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																										
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																										
<p>当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(社債(財投機関債)600億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)</td></tr> <tr><td>発行総額</td><td>金300億円</td></tr> <tr><td>利率</td><td>年0.7パーセント</td></tr> <tr><td>償還方法</td><td>満期一括</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>額面100円につき 金99円98銭</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成21年5月20日</td></tr> <tr><td>償還期日</td><td>平成24年3月19日</td></tr> <tr><td>担保</td><td>一般担保</td></tr> <tr><td>用途</td><td>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td></tr> <tr><td>その他</td><td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td></tr> </table>		区分	西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	発行総額	金300億円	利率	年0.7パーセント	償還方法	満期一括	発行価額	額面100円につき 金99円98銭	払込期日	平成21年5月20日	償還期日	平成24年3月19日	担保	一般担保	用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																						
区分	西日本高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)																																										
発行総額	金300億円																																										
利率	年0.7パーセント																																										
償還方法	満期一括																																										
発行価額	額面100円につき 金99円98銭																																										
払込期日	平成21年5月20日																																										
償還期日	平成24年3月19日																																										
担保	一般担保																																										
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																										
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																										

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
(多額な資金の借入) 当社は、平成21年 4月16日開催の取締役会の決議(借入金1,947億円以内)に基づき、平成21年 4月 1日以降、下記の条件にて借入を実行いたしました。			
区分	金融機関からの借入	金融機関からの借入	
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	株式会社みずほコーポレート銀行他10金融機関	
借入金額	金376億82百万円	金400億円	
返済方法	満期一括	満期一括	
借入実行日	平成21年 5月29日	平成21年 6月26日	
返済期限	平成24年 5月31日	平成24年 5月31日	
担保	無担保	無担保	
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	
(重要な契約の変更) 当社は、平成21年 4月16日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線に関する協定の一部を変更する協定」を平成21年 4月16日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項)を行い平成21年 4月20日付けで許可を受けています。 これに伴い、平成21年 4月29日付けで関西空港連絡橋を合併施行事業方式により買取り(買取価額370億円)、うち道路資産価額366億円を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引渡ししています。 また、当社は、同日付けで関西国際空港株式会社より、関西空港連絡橋(道路部分)の維持管理を引き継ぐこととなりました。なお、関西空港連絡橋の償還計画として計画料金収入1,427億円、計画管理費191億円、道路資産のリース料1,236億円を見込んでいます。 これにより、平成21年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、226,594億円から227,830億円に増額されることとなります。 なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされています。			

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	53,350	53,350
計			53,350	53,350

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)	
高速道路 事業	有形固 定資産	建物	1,534	321	33	1,823	-	404	92	1,419
		構築物	27,609	3,143	2,245	28,507	-	3,582	866	24,925
		機械及び装置	77,381	13,148	898	89,631	-	33,408	9,024	56,222
		車両運搬具	10,157	2,144	251	12,050	-	7,408	1,928	4,642
		工具、器具及び 備品	5,658	763	322	6,099	-	3,506	715	2,593
		土地	0	0	0	0	-	-	-	0
		建設仮勘定	3,127	20,306	21,081	2,352	-	-	-	2,352
	計	125,468	39,828	24,832	140,463	-	48,309	12,627	92,154	
	無形固定資産	5,560	2,974	38	8,497	-	2,946	1,100	5,551	
	合 計	131,029	42,803	24,871	148,961	-	51,255	13,727	97,705	
関連事業	有形固 定資産	建物	15,583	1,040	403	16,219	-	3,398	822	12,820
		構築物	4,980	376	283	5,073	-	1,841	378	3,232
		機械及び装置	719	23	3	740	-	450	56	290
		工具、器具及び 備品	39	23	1	62	-	25	13	36
		土地	68,484	2	177	68,310	-	-	-	68,310
		リース資産	7	-	-	7	-	1	0	6
		建設仮勘定	32	1,465	1,276	221	-	-	-	221
	計	89,848	2,932	2,145	90,635	-	5,717	1,271	84,918	
無形固定資産	92	25	0	117	-	78	21	38		
合 計	89,940	2,957	2,146	90,752	-	5,795	1,293	84,956		
各事業共 用	有形固 定資産	建物	9,192	1,735	2,665	8,261	-	1,942	354	6,319
		構築物	843	11	128	726	-	295	47	431
		機械及び装置	141	111	0	253	-	48	15	205
		車両運搬具	19	-	5	13	-	13	0	0
		工具、器具及び 備品	881	239	123	997	-	414	138	583
		土地	11,051	379	-	11,431	-	-	-	11,431
		リース資産	2,205	-	0	2,205	-	425	270	1,780
		建設仮勘定	399	2,369	2,026	742	-	-	-	742
	計	24,736	4,846	4,950	24,633	-	3,138	(466) 827	(12,111) 21,494	
	無形固定資産	5,176	1,264	56	(3,724) 6,385	-	3,242	972	3,142	
合 計	29,912	6,111	5,006	31,018	-	6,381	1,800	24,636		

区分	資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
その他の 固定資産	建物	-	62	25	36	-	8	-	28
	構築物	3	38	9	32	-	12	0	20
	工具、器具及び 備品	-	0	0	-	-	-	0	-
	土地	1,376	-	465	910	-	-	-	910
	計	1,379	100	501	979	-	20	(0) 0	(-) 959
投資その他の資産	長期前払費用	3,758	230	199	3,789	-	2,057	297	1,732
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	734	267	245	757	-	175	305	581
	繰延資産計	734	267	245	757	-	175	305	581

(注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しています。

2. 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所、技術事務所及び宿舍等です。

3. 配賦基準は勤務時間比によっています。

4. 高速道路事業有形固定資産(機械及び装置並びに建設仮勘定)の当期増加額の主なものは、料金收受機械3,003百万円及びE T C設備6,848百万円の取得等によるものです。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	545	361	115	351	440
賞与引当金	1,550	1,385	1,550	-	1,385
ハイウェイカード偽造損失補てん引 当金	264	-	62	-	201
回数券払戻引当金	223	11	39	-	195
役員退職慰労引当金	43	20	4	-	59
E T Cマイレージサービス引当金	6,648	5,876	6,648	-	5,876

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替え及び回収によるものです。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	936
預金	
普通預金	15,966
定期預金	7,590
当座預金	1,012
小計	24,569
合計	25,505

ロ．高速道路事業営業未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社ジェーシービー	6,351
三井住友カード株式会社	5,459
三菱UFJニコス株式会社	5,024
ユーシーカード株式会社	3,632
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,526
その他	22,989
合計	46,983

滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
68,455	771,686	793,158	46,983	5.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれています。

八．未収入金
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	14,631
広島高速道路公社	445
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	343
大阪府土地開発公社	259
阪神高速道路株式会社	113
その他	414
合計	16,207

滞留状況

前期末残高(A) （百万円）	当期発生高(B) （百万円）	当期回収高(C) （百万円）	当期末残高(D) （百万円）	滞留率(D/A+B) （%）
22,250	84,890	90,933	16,207	15.1

（注）消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれていません。

二．たな卸資産
仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	47,957	18,073	2,451	63,579
	労務費	2,103	575	503	2,175
	外注費	7,504	2,349	845	9,008
	経費	20,860	9,820	1,568	29,112
	金利等	2,364	1,573	357	3,581
	一般管理費人件費	2,213	692	469	2,437
	一般管理費経費	1,958	3,149	2,869	2,238
	計	84,963	36,234	9,065	112,132
建設費	材料費	57	94	17	134
	労務費	6,448	3,800	2,575	7,673
	外注費	174,022	213,880	238,524	149,378
	経費	8,347	4,314	5,022	7,639
	金利等	4,737	4,220	3,671	5,285
	一般管理費人件費	7,446	4,909	3,047	9,308
	一般管理費経費	6,523	5,565	3,339	8,749
	計	207,584	236,784	256,198	188,170
除却工 事費用	労務費	2	30	27	5
	外注費	108	1,159	1,083	184
	経費	0	8	7	1
	金利等	3	11	8	6
	一般管理費人件費	2	42	39	6
	一般管理費経費	1	26	24	4
	計	119	1,278	1,190	207
合計	292,666	274,298	266,454	300,510	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高(百万円)
東九州自動車道	88,520
四国横断自動車道阿南四万十線	48,235
近畿自動車道名古屋神戸線	46,130
近畿自動車道松原那智勝浦線	34,681
近畿自動車道敦賀線	19,877
その他	63,065
合計	300,510

原材料

内訳	金額(百万円)
緑化資材	490
その他の原材料	86
合計	576

貯蔵品

内訳	金額(百万円)
発生材	457
その他	777
合計	1,234

固定資産

イ．有形固定資産 199,525百万円

内訳は、「第5 経理の状況」「2 財務諸表等」「 附属明細表」の「有形固定資産等明細表」に記載しています。

流動負債

イ．高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	33,531
東日本高速道路株式会社	3,713
常盤工業株式会社・五光建設株式会社 第二京阪道路寝屋川舗装工事特定建設工事共同企業体	2,803
西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	2,769
大林道路株式会社・株式会社ケー・エフ・シー 第二京阪道路交野舗装工事特定建設工事共同企業体	2,273
その他	50,005
合計	95,097

□．未払金
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
中日本高速道路株式会社	1,796
三菱電機株式会社	1,783
三菱重工業株式会社	1,395
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	1,255
大成建設株式会社	552
その他	16,008
合計	22,792

固定負債

イ．道路建設関係社債 289,481百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しています。

□．退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	85,245
未認識数理計算上の差異	5,441
年金資産	22,157
合計	57,646

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務・法務室 - - 無料 新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務・法務室 - - 無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第4期）（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）平成21年6月29日近畿財務局長に提出。
- (2) 半期報告書
（第5期中）（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）平成21年12月24日近畿財務局長に提出。
- (3) 発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類
平成21年12月25日近畿財務局長に提出。
- (4) 発行登録追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類
平成22年2月10日及び平成22年5月13日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第8回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。なお、第1回社債及び第2回社債は平成20年3月31日付で、第3回社債は平成21年6月30日付で、第4回社債は平成21年12月28日付で、第5回社債、第6回社債及び第7回社債は平成22年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております（第1回社債については既に平成21年12月18日に機構により償還されております。）。

債務引受けの詳細については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

（有価証券報告書提出日現在）

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第1回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注1）	平成19年3月20日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第2回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注2）	平成19年10月16日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第3回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付） （注3）	平成20年10月14日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成21年2月17日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成21年5月20日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成21年10月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成22年2月17日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年5月19日	25,000	非上場・非登録

(注) 1. 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成21年12月18日に機構により償還されております。

2. 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
3. 平成21年6月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
4. 平成21年12月28日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
5. 平成22年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成21年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成 平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	4,855,290百万円
政府出資金	3,644,563百万円
地方公共団体出資金	1,210,727百万円
資本剰余金	846,938百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	1,964百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	1,405,294百万円
純資産合計	7,107,523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また、協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。